

第七十一回国
参議院大蔵委員会
會議録第九号

昭和四十八年三月二十九日(木曜日)
午前十時三十三分開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

竹内 藤男君

補欠選任

柴田 榮君

出席者は左のとおり。

委員長 藤田 正明君
理事 嶋崎 均君
土屋 義彦君
野々山 一三君
多田 省吾君
栗林 卓司君

委員

青木 一男君
伊藤 五郎君
河木嘉久蔵君
柴田 榮君
津島 文治君
中西 一郎君
西田 信一君
松垣徳太郎君
船田 謙君
山崎 五郎君
川村 清一君
竹田 四郎君
戸田 菊雄君
山崎 昇君
鈴木 一弘君
渡辺 武君
野末 和彦君

政府委員

大蔵大臣臨時代理 小坂善太郎君

大蔵政務次官 山本敬三郎君

大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君

大蔵省主計局次長 長岡 實君

大蔵省関税局長 大蔵 公雄君

大蔵省理財局長 橋口 收君

大蔵省理財局次長 後藤 達太君

大蔵省証券局長 坂野 常和君

事務局側

常任委員会専門員 杉本 金馬君

説明員

経済企画庁長官 斎藤 誠三君

官房参事官 前田多良夫君

大蔵大臣官房審議官 吉田富士雄君

国税庁直税部長 磯辺 律男君

国税庁調査査察部長 磯辺 裕君

農林省農林経済局長 吉岡 裕君

局国際部長 吉田 雅文君

林野庁林政部長 産課長

本日の會議に付した案件

○有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

出、衆議院送付

○委員長(藤田正明君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

昨二十八日、竹内藤男君が委員を辞任され、その補欠として柴田榮君が選任されました。

○委員長(藤田正明君) まず、有価証券取引税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、以上四案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田四郎君 関税政策の基本的な方向といえますか、特に貿易政策の中で輸入政策を一体どう考えるのか、この辺、私、いま大蔵省の考え方の時点で、まだいままでの考え方とあまり変わっていない、こういうふうにいるんですが、なくなられた方の論文を引き上げて、ちょっとその点悪いのですけれども、前の関税局長が月報にお書きになつてゐるトップに「関税は、本来、国内産業を、これと競争関係にある外国産品の輸入から保護すること、これをその基本的機能とするものであり、従来は関税政策も、主として、このような機能の観点から運営されてきた」と、こういう趣旨の御発言がトップにあるわけですが、この考え方、国内産業の保護と同時に、輸入政策のあり方、国内産業の保護と一体どう考えるのか、輸入をむしろチェックをして、そしてむしろ国内産業を保護

して、したがって、また輸出を重点にするという思想というものが関税政策の中にまだ残つてゐるんじゃないか、こういうふうにいるんですが、少なくとも貿易の黒字基調が停滞した今日における考え方というのは、むしろ輸入政策というのは、比較優位産業は当然日本に残すだけども、比較劣位産業については、これはむしろ他の諸国における生産性というものを認めて、そしてそうした品物はむしろ日本に輸入をする、こういう国際分業的立場というものがもっと強調されていかなければ、少なくとも今日の日本の貿易政策というのはは成り立つていかなんではないのか。そうすることによつて、良質な生活必需品なり、それに類するものというのを、日本の国民に提供をしていく、こういう思想でなければならぬと思ふんですが、どうも赤羽さんの論文を引いて述べるわけでありまして、新しい局長の論文を私、まだ拝見してないものですから、そういうものがあれば、ひとつそういうまた新しい観点で議論ができると思ふんですが、まあ月報に載つておられるのは、やはり関税局長なり大蔵省の考え方の基本というものが、これに載つてゐるのじゃないかというふうに私なりに推測をしてお聞きをするわけですが、どうもその辺がまだ一向に、去年もかなり関税問題では議論をしたわけですが、その辺が一向に変わつてゐないような気がするんですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(大蔵公雄君) ただいまの竹田先生の御意見、私も全く実は同感でございます。前の赤羽局長がそれに書きました時点は、おそらく昨年の四月ぐらいの時点ではないかと思ひます。確かに、今日までの日本の関税体系のあり方と申しますものは、主として国内産業の保護と申しますか、いわゆる生産者の立場に重点を置いた関税体系であつたということで一応言えるかと思ひま

す。その具体的な形といたしまして、いわゆる一次産品に低く、要するに製品に高いという、いわゆるタリフエスカラーションという形で日本の現在までの関税体系がなっていたわけでございまして、昨年の十一月に、いわゆる関税率審議会から、今後の関税の体系のあり方という問題に關しまして答申をいただいたわけでございますが、その答申の中におきまして、これら今日までのわが国の関税体系のあり方に対する反省並びに今後のいき方というものが示されておるわけでございまして、昨年の十一月に製品関税を中心といたしまして、一律二〇%の引き下げを行ないましたのも、やはり今日までのいわゆるタリフエスカラーションの是正という観点を重点といたしまして、幾らかでも現在のいわゆるタリフエスカラーション関税の、関税体系の傾斜というものを是正をしていこうという観点からまず手をつけたものであらうかと思ひます。今後私どもが関税体系を進めます上におきまして、やはりただいま竹田先生の御指摘になりましたような方向で、もちろん基本的に検討を進めてまいらなくてはならないものであると思ひますが、何ぶんにも関税というものの今日までのあり方を、あまりに急激に変革をいたしますと、国内産業に對します衝撃が非常に大きなものになるといふことで、やはり私どもはこれはある程度時間をかけまして、徐々にそういう方向に持っていく、具体的にはそういう方向で対処をしていかなくてはならない。最終的には私どもの理想といたしましては、日本の製造工業に對するその関税というものは、ゼロの方向に持っていくという方向で今後推し進めてまいらるべきではないか、かように考えておるわけでござい

す。その前に、税法改正前に載っているものなら、これはある程度私にはかたがたいと思ふので、少なくとも税法改正が終わって、今後の関税政策などが、非常に論議されているさういふうちに世の中にその論文が出たということであるとする、私は、その書いたのはいつかわかりませんが、けれども、しかし、もし四月以前にそれが書かれていたとすれば、それは当然内容が修正されて載るべきだと、こう思ふのですが、さういふ点では、同じようになっているということは、私は、ひとつたいへん遺憾なことだと思ふんです。それから、いまの局長の発言の中で、確かに関税を急激に変えていくということになりますれば、国内産業がそれに対応する対応策というものを講ずる時間的ないとならないということ、非常に急激な変動ということになりますけれども、しかし、基本方針はこういう方針だということ、もつと先方に向けておいて、実質的に関税の税率をいじるといいますか、訂正するというのは、私は、それは時期を見て、あるいは産業の対応のしかたというものを考慮しつつ税率をいじっていくということ、もちろん必要だと思ふのです。しかし、基本方針というものは、これからの日本の関税政策、貿易政策はかくあるべきだと、こういうことはもう少しはつきりと掲げていくべきではないか。いまの局長の発言ですと、どうもやはり国内産業保護という色彩、これがやはり強いような感じを受けるわけですが、もう少しその辺は今後の日本の関税政策なり、貿易政策のあり方というようなもの、やはり明確にして臨んでもらわなければならぬまい、こう思ふんですが、ちょっとまだ局長の頭の中自体でそんなに変わっていないという感じが、私は私に受けるんですが、どうなんですか、その点は。新しい、私がさっき言いましたように、輸入というものは、とにかく日本では非常に生産費の高いものを、外国ではその地域性あるいは資源の立場あるいはいままでのその生産の歴史、さういふものからいふものを国民に安く提供すること、最近の家具などは私はまさにその一つだろうと思ひま

すね。スウェーデンなり、あるいは西欧の長い間の伝統、さういふような中から生まれた家具といふのは、おそらくはるかに日本の家具よりも私は、いいものがあるだろうと思ふのです。全部が全部とはいきません。さういふものはほとんど安く提供したいと思ふのです。さういふものは、その辺の点がどうもまだ局長の頭の中に迷いがある。まだ新しい関税政策に乗り切っていない。さういふ御答弁では感ずるんですが、どうなんですか、それは。もう一回。

○政府委員(大蔵公雄君) ただいま私が申し上げましたことが、竹田先生にさういふふうな印象を受けたとすれば、非常に私表現があるいは間違っておったのかも知れませんが、私自身といたしましては、相当やはり現在の日本の置かれておりま

すところの国際的な国際收支の現状その他から考えまして、相当思い切つて、いわゆる国際分業——なんでもかんでも自分の国でつくるといふ今日までのあり方というののに対して、相当強く反省をするべき時期に直面をしていて、考えておりますので、したがって、その製品関税の引き下げにつきましたも、今後相当勇氣を持って、むしろ日本の国内構造の変化に役立つような方向で検討をしたいと、かように決意をいたしておるわけでございます。ただ私どもも、やはり国内産業といふものの立場、その急激な緩和を与えず徐々にしていくことは、考えなくてはいけないかと思ひますが、それには、関税を相当思い切つて今日までのあり方から手直しをするという勇断が必要である時期に來ているというところは、私も強く考えておるわけでござい

○竹田四郎君 じゃ、その問題はひとつ今後の推移を見ながらまた議論を將來進めていきたい、さういふふうには思ふわけでありまして、去年はUNCTADの會議を前にしまして、やはり南北問題として、関税の問題といふものが非常に議論をされたわけでありまして、その実態といふものは、私は、ことしにおいてもちつとも変わらないと思ふわけです。ですから、發展途上国にある程度、彼らの自国の産業といふものを起こしてやっ

す。そうした観点から見ますと、円というものと開発途上国との関係というものもかなり改善をしておかなければならない問題があるのではないかと、こういうふうな思ふんですが、そうした国との関係の問題というのは、一体どういうふうに考へておられるのか。

○政府委員(大蔵公雄君) ただいま先生御指摘になりましたように、確かに拡大ECのいわゆるブロック化の可能性と申しますか、まあ心配、あるいはこれからアメリカの新通商法案がアメリカの議会に提案されるであろうと予想されるところの内容を新聞紙上等で報道されておりますところによりますと、かなり保護主義的な意見が相当強いという可能性もあると思ひます。したがうして、私どもも、日本の立場からいたしますと、いわゆる後進国というものに対するわが国の態度と申しますものは、今日までよりはさらに重要になつてまいるのでございまして、御指摘のようにケネディラウンドに対して、後進国グループ、いわゆるUNCTADのグループは非常にこれに對して不満が強かつたわけでございまして。と申しますのは、先進国間同士が話し合つてお互いに関税を引き下げて、お互いの貿易を拡大するのには役立ったかも知れないけれども、そのおかげで自分たちが先進国に對して輸出をする面においては、それを阻害をされた面があるわけであつて、そういった意味においては、第一次の、いわゆるケネディラウンドというものは、後進国側にとってはあまりプラスにならない面があつたという不満がかなり強かつたわけでございまして。したがうして、これから本年度新国際ラウンドというものが始まるわけでございまして、新国際ラウンドの場合におきましては、その後進国側のそういった前回の要するに不満と申しますものに対する要望と申しますか、そういった先進国側に対する要請は非常に強いものがあろうかと思ひます。私どもといたしまして、やはりその後進国に對する態度は、ECなりあるいは米國なりいわゆる先進国側と、ある程度相談をして進めていく必

要はあるかと思ひますが、世界がいわゆるほんとうの意味の自由貿易と申しますか、そういったようなものがなかなか現実問題として進まないときに、後進国、発展途上国に對しては日本の立場と申しますものは、いままではより積極的な態度で、姿勢で臨むべきであることは、これは間違ひのないところであらうと思ひわけでございまして、今回御提案をいたしておりますところの、発展途上国からの輸入に對する特惠關稅の適用ワクの拡大であるとか、あるいは弾力化、こういったような問題も、まず、その第一歩といたしまして、私どもも考えたいと、かように考へておるわけでございまして。

○竹田四郎君 そうしますと、去年とことしと比べてまして、特惠關稅の内容にも入ると思ふんですが、シーリングワクはどのぐらい、どういふふうに具体的に拡大をなさつたわけですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 特惠關稅のシーリングワクは、關稅暫定措置法によりまして、御承知のように毎年の特惠ワクと申しますものは、現在のところ四十三年度の後進国からの輸入をまず基準といたしまして、たとえば四十八年度の特惠ワクを策定をいたします場合には、前々年度、すなわち四十六年度の先進国からの輸入ワクの一〇%をそれに加へましたものを、四十八年度の特惠適用國からの輸入ワクとするというふうに法律で定められておりますので、その計算に基づきまして、自動的に特惠輸入ワクというものは出てまいるのでございまして。

○竹田四郎君 はたしてそういう形だけではないのかどうなのか。情勢というものはかなり急激に変わつていくわけですから、いつまでもそういう形ではないのかどうなのかということになりますと、かなり問題があるのではないかと。その辺も、今後はただ一〇%だけふやせばそれでいいんだというものではないと思ふわけですがね。それはもう検討の余地はないわけですか、どうですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 確かに今後の特惠ワクの、いわゆる輸入ワクのシーリングの拡大という

ものに関しては、私どもも真剣に検討いたさなくてはならないと思ひますが、何ぶんにもこの特惠制度の発足と申しますものが、昭和四十六年の八月に発足をいたしたわけでございまして、その際に法律で輸入ワクの制がなされたわけでございしますが、その後一年半しか現在のところになつておらないわけでございまして。時代は急激に変化をいたしておりますので、やはり特惠ワクのあり方というのに関しまして、私どももやはり検討をいたす必要はあるかと思ひますが、現在のところ何ぶんにも一年半しかたつておりませんし、また、ほかの先進諸國も、それぞれ日本と同じようなシーリングワクの設定をいたします際に、昭和四十三年度を基準といたしまして、EC

あたりも設定をいたしておりますという関係もございしますが、日本がこれに先立つてまた考えるところいふことも一つの考え方かと思ひますが、現在のところいふまじは情勢の推移を見て、今年度はいふゆるシーリングワクを設定をいたしますものが、そのシーリングワクに達しても、国内産業に對して重大な影響がないときには、このシーリングワクをこえても輸入をできることの体制にいたしたために、シーリングワクの弾力化ということをお願いをいたしておるわけでございまして。

○竹田四郎君 このシーリングワクの中で、日別管理と月別管理という問題があるわけですが、日本の場合には、一般的に受益國側から、日別管理が強過ぎる。だから、要するに港へ特惠關稅の適用を受けるという形で荷物が入つてくる。ところが、日別管理だからききうでもう締め切られちゃつて、ききうから税金を取るよと、こういうおそれる形になつてきていると思ふんです。

○政府委員(大蔵公雄君) そうですね、向こうの國で積み出しなり契約のとき、その辺の感じではこれ以外はどうだめですやというくらいのことにはしないと、せつかく税金がかからないつもりで来たのが、ぱつと取られるということになれば、それは買うのは日本の國民ですからかわらないわけですが、やっぱり向こうとしてみれば、ある意味でこれはかからないだらうということとで予想して輸出をしているわけですが、その辺はもう少し弾力的なあり方をしないといふまいんではないかと思ふんですが、私、去年もその点は指摘したわけですが、その辺は何か改善をされたのかどうなんでしょうか。

○政府委員(大蔵公雄君) 確かに、先生の御指摘のように、日別管理と申しますものは、毎日毎日いつとまるかわからないという心配があるわけでございまして、私どももいまのシーリングワクの弾力化というものを考えます際に、日別管理よりは、むしろやはり同じ弾力化をするのであれば、月別管理のほうが、相手國側に対しまして、与える印象もよからうということと、四十八年度におきましては、今日まで日別管理でございましたものを、できるだけ月別管理、いわゆる管理が比較的確やかである方向に持つていきたいということを中心といたしまして検討をいたしまして、日別管理品が昭和四十六年度九十五、昭和四十七年度七十三であつたものを、今回、昭和四十八年度には、日別管理品目を六十三に減らし、それを月別管理のほうに移すということを考へておるわけでございまして。

○竹田四郎君 具体的にはそういう品目というのはどういふものなんですか。今度日別から月別へ移していくという品目ですね。

○政府委員(大蔵公雄君) 具体的には、十品目のうちおもなものは、ソーダ灰であるとか、マンガン鉱あるいは凝集コルク、こういったような種類のものでございまして。

○竹田四郎君 あとでその品目を、メモでけつこうですけれども、ひとついただきたかと思ふんですが。

○政府委員(大蔵公雄君) あとで先生のところにお届けいたします。

○竹田四郎君 これは、昭和四十七年中に特惠關稅の適用が停止されたもの、これはいつ、何月何

日に適用が停止され、さらにどういふものが、この国のものが具体的にどういふふうに応用が停止されたのか、わかりましたら教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(大蔵公雄君) 非常に品目が多いものでございまして、後ほどその停止をされた品目について資料を作成いたしまして先生のお手元にお届けいたしますが、たとえば、日別管理の中で一番早く停止をされたものは、四十七年度の例で申しますと、四十七年の四月中旬、韓国からのかさであるとかつてであるとか、これらの部品、これが四月の四日、わずか四日ぐらゐで停止をされております。さらに竹製の引き抜きさお、これは台湾からの輸入でございますが、これが四月の六日、はきものが、これも主として台湾でございますが、四月の二十日、そういうようなものが一番早く停止をされたものでございまして、その他今日現在までに停止をされております合計品目の数は、七十一停止をされております。

○竹田四郎君 おそらくそういうものというのは、国内産業との摩擦の問題というものが当然一方にはあると思うんですが、その後、そういう発展途上国と、わが国の生産とが摩擦をしていくというものについては、これからどういふふうに考えていくかというのか、その辺に私は基本的に、日本の輸入政策なり貿易政策の根幹というものがあつて、それこそ日本あたりに買ってもらいたければ、それこそ日本あたりに買ってもらいたければ、そういう国の産業を興して生活水準を上げていきたいと期待している品目であると思ふ。それが日本の国内産業とぶつかつてきているというのが現実だ、そこへあらわれているものかと思ひます。そういう点で、これはむしろ通産省の役割りかもしれないけれども、これはむしろ政務次官にお聞きしたいんですけれども、そういうものを今後政府としては一体どう考えるのか。せつかく特恵関税でその国に受益させるといふふうに期待していても、とにかくその期間が始まつて四日ぐ

らいでもうとめられているというものがあつて、すね。こんなものはむしろ特恵関税にするのが適当であるかどうかすら疑問に思ふわけですから、まあ、年度半ばでとめられるというふうなことはある意味で私はいふと思ふ。始まつたその月にもうだめになつて、ワーク一ぱいになつてやつて、あともうだめなんだと、こういうふうなことがはたして特恵関税としての、特恵たる意義があるのかどうなのか、私は疑問に思ふんです。それよりもつと基本的には、日本のそうした競合する産業とあり方をどう導いていくべきなのか、この辺はひとつ政務次官にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(山本敬三郎君) 先ほど大臣も局長と話し合つておられましたけれども、私、やっぱり大蔵省の対応ができていたことは事実と認めざるを得ない。たとえば、昭和四十三年から日本の輸出のパターンが明らかに変わつたと、外貨のウインドードレッシングをして、黒字は定着してないと言つていた張本人は大蔵省であつたと思ひます。世界の貿易の中で、私の記憶する限り、百億ドル以上の輸出超過をしたというのは、アメリカが一回あつただけではないか。八十億も九十億ドルも二年にわたつて輸出超過していくというふうなことが国際社会においてそう認められるはずはないので、そして、特に発展途上国に対して日本は、国によつては違ひますけれども、おしなべては非常な片貿易になつてゐる。これが、ベトナム戦争が続いている間はいろいろな問題があつたかもしれないけれども、これからはもっとシビアな時代になつてくる。したがつて、特恵制度自体は、先進国は相互にどういふふうにしていくかという点もあるかと思ひますけれども、やはり日本にとつて貿易がバイタルな性格を持つてゐるという点については、もっと根本的に考え直して、そして他国との調和だけではなしに、国内産業の保護だけではなしに、やはり日本の置かれた国際社会における地位というものについて、しつかりと自覚してやつていかなかつたら、世界的に保護

主義の風潮や、ブロック化の風潮が大きい中で、日本の前途が案ぜられるのではないかと、そういう点では、さらに勇敢に考えていかなければならぬ、こういうふうな考えておりますし、これは私だけの考えかもしれませんが、大臣や部内でもそういう発言をして、できるだけ日本の置かれた国際社会における地位というものを自覚するような形にさしていくべく努力をしたいと考えております。

○竹田四郎君 そこで、ひとつお聞きしたいのですが、ベニヤ板ですね、合板。これは一体どのくらいの関税率、税率はどのくらいになつてゐるのですか。

○政府委員(大蔵公雄君) 現在合板に対する関税率は二〇%でございます。

○竹田四郎君 これはどうして二〇%というので据え置かれたのか。当然これはある意味では完成品といひますか、半製品なわけですか。だから私は、むしろこういう仕事という、合板の作業なんというものは、それぞれの開発途上国あたりでこういうものこそやつて、製品輸入という形でやつていくべき性格のものじゃないのか。比較優位の原則から言つても私はそう思うのですが、おそらくこれはこの前引き下げられていないのだからと思ふので、引き下げられなかったときの事情をひとつ御説明いただきたい。

○政府委員(大蔵公雄君) 確かに最近合板につきましては、韓国であるとか、台湾であるとか、そういうところの合板製造というものが非常に急激な発展を示しております。日本で現在合板製造業者といふのが約三百、これは非常に中小企業が大部分でございますが、約三百業者おりました。目下中小企業近代化促進法によりまして合理化が進められておるわけでございまして、いわゆる日本の中の中小企業におきまして、この国際競争力と申しますものが、韓国、台湾に比べてそれほど強くないという現状があつたわけでございまして、また合板と申しますものが、非常に過去の

実績によりますると価格の値上がり、値下がり、激しいとともに、ちよつと値段が上がりますると、非常にその輸入が急激に増加すると、それから、さらに下がつてまいりますと、その次の年には輸入が急激に少なくなりまして、というふうな非常な波動を示している品目でございまして、今日まで特恵関税の適用からも合板ははずされております。昨年十一月に千八百六十五品目におつた非常に大幅な関税の一律二〇%引き下げをやりました際にも、実は合板に關しましては、国内メーカーの立場というもので、関係の省もこの合板は例外品目にしてほしいという非常に強い要望がございまして、二〇%引き下げの対象にいたしました。例外品目といひまして、二〇%のまま据え置いてきたと、かような現状であつたわけでございます。

○竹田四郎君 ところが、その合板というのは最近のものすごい値上がり、去年の総選挙の前には、三、六(サブロック)といひますか、あれが一枚せいぜい百七十円、われわれが買つて二百円足らずという状態であつたわけですが、総選挙が終わつてことしの今日の状況というところになりまして、家具メーカーが手に入る場合には一枚四百二十円くらい、われわれが手に入るというところになります。四百八十円ぐらゐ、それでも実は手に入らない。で、すでに家具メーカー等では、生産の縮小をせざるを得ない、こういう事態になつてゐるわけでありまして、特に高崎あたりを中心とした家具メーカーでは、もう一部操業短縮をやらざるを得ないという事態になつてゐるわけですが、それにもかかわらず、輸入のほうは確かにたいへんふえてゐる。十一月と十二月を比較しますと、約三倍ぐらゐの近くの輸入数量がふえて、一月もふえてゐるわけですが、二月の数字は私持っておりますが、やっぱり二月もかなりの数字がふえてゐると思ひます。まあ、国内メーカーがはたしてそういう操作をやつてゐるのかどうかは別として、おそらくそういうしたメーカーが価格操作をできないだらうと思ふ。で、関税率をそ

ういうふうなことに維持しても、それが実際、国内のメーカーにプラスになって返ってきているという節はどうも私は少ないと思うんですが、一体こんなに輸入してもこんなに高いということは、一体それはどこに原因があるのか。まあ、関税率も一つの引き下げるべきものだと私は思いますが、これもなかなかそう実際の合板メーカーの状況から見まして、まあ、一ぺんに半減するということも、これもむずかしいかろうと思いますが、漸次引き下げていくという方向でなければならぬと思いますけれども、一体どうしてそんなに合板の値が上がってしまったのか。輸入量から見ますれば、対前年同月比等から見れば十倍あるいは十倍以上輸入しているわけですね。そういう輸入していても、べらぼう上がる。これは一体どこに原因があるのですか。

○説明員(吉田雅文君) お答えいたします。

昨年の十一月から十二月にかけては、針葉樹を中心としたところの木材価格が非常に値上がりしたことは御承知のとおりだと思います。その時点におきましては、ラワン合板は比較的まだ低位にございました。そういう中で、特にこの針葉樹の中でも、いわゆる屋根の下に使用しますところの屋根の下地材あるいは畳の下に使用しますところの畳下材、こういうものが非常に高くなりまして、私どものほうでは、できる限り、住宅の建築コストを下げるためにも、そういう安い合板を代替して使うように建設省とも相談いたしました。その使用促進につとめたわけでございますが、まあ、合板それ自身が住宅用の資材としてかなり使われるわけでございますが、そういう屋根の下地材あるいは畳の下地材、こういうものの代替需要が急速にふえてまいりまして、ただいま御指摘のように、輸入品も非常にふえておりながらも、価格がなかなか下がらないというような状況を呈していることは事実でございます。

そういう中で、先ほどお話ございましたたとえば家具業者が非常に困っているというようになことにつきましても、私どもも陳情を受けまして、名

古屋地区あるいは東京地区で、とにかく直接メーカーと、それから家具のほうの組合とが直接取引できるようにということであつせんをいたしたわけでございますが、ことしに入りまして、輸入品のほうもかなりふえてまいりましたし、国内のほうの生産量も相当増加してまいりまして、両方合わせると、昨年の供給量に對しまして、この一・三月の供給量は約一四〇%というように見通してございます。こういうような状況でございます。最近、この一週間ほどでございますけれども、急速に頭打ちないしは一部、コンクリートパネルというようなものにつきましては、価格が何か下落し始めておるといふような状況でございます。

○竹田四郎君 せつかく税率は国内メーカー保護という形で下げてないでいて、輸入も足りないというので、どかつと輸入をした。それでいてもこういうふうになつた。まあ最近では幾分か鎮静したといいますが、どこが原因なのか。何がそういうふうになつた原因なのか。その辺は農林省では突きとめたことあるわけですか。その辺をびしっとしておかなければ、また一時下がるけれどもまた上がる、こういうことを繰り返すだけだと思つた。おそろく、いまたいへん下がってきたという明かい見通しをおっしゃられたのですけれども、これだつてそんなに旧に復するようになつたり方はおそろくしないだろうと私は思う。かなり高いレベルで安定をするというようにすることに私はなるのじゃないかと思うのですけれども、その原因と、いいですか、何でもかきうふうになつたという、輸入もふえていながら何で上がったというのと、その原因です。いまのお話ですと、供給は一四〇%もふえている。一体その原因がどこにあるのか、突きとめたことがあるのかどうか、それから今後一体どのレベルで安定をさせるということを農林省としては考えているか、この辺をひとつ明確にしたいと思つたかと思つたが、どうですか。

○説明員(吉田雅文君) 確かに御指摘のように、

現在の価格水準というものは、私ども考えておりまして非常に高い水準にあるといふふうに考えております。そこで、この価格の高騰がどういふところにあるかということにつきましては、実は私どものほうでも、若干おそまきではございまして、私も、流通現況調査といふものを実施いたしましたわけでございますが、そういう中で、現在の輸入原木、これは主としてラワン合板は、ほとんどがラワン原木といふのは、南方地域から輸入されますところの輸入原木に原料を依存して入つてはきておりますが、昨年の十二月以降、非常な現地の値上がりをしておるといふようなこともございまして、そういう面からかなりコスト的に高くなつておることも事実でございます。しかし、私は、この現在の合板の高値というのは、やはり需給関係がまだ、非常に輸入が増加したといふものの、いままでの状況は、需給関係がかなりタイトであつたといふようなことが原因と思われれるものから、このような現在のように入水水準が続きますと、早晩価格は低下していくものと考えております。

○竹田四郎君 もう少しそれを、具体的に調査なさつておるのですから、原木の値上がりがどのくらい、労務費の値上がりがどのくらい。それからもう一つ、需給関係がタイトになつておるといふのが、これはほんとうに実需なのか仮需なのか、この辺も明確にしてみたいと思つた。私はいかぬと思うのです。せつかく関税を下げるべきのをとめておいてやつたのが、そういう形で悪用されたんでは、国民はたまらないわけですよ。もう少しその辺を明確にしてください。それは需要がふえた需要がふえたといふことでおっしゃるだらうけれども、一体実需がどれだけふえたのか、仮需要が、私は、かなりふえているのじゃないかと思つたが、どうですか。

○説明員(吉田雅文君) その値上りの原因につきまして、数量的なものを正確にはまだつかないないわけでございますけれども、現在の合板企

業の特質と申しますか、これは木材業も同じでございますが、非常に自己資本率が低いといふようなことで、合板工場のいわゆる製品の在庫といひますか、手持ちは大体が一週間か十日ぐらいいかないと、それが常態でございます。そういうような状況でございます。それから、需要が急激に増加してまいりますと、どうしてもそういう面で需給が逼迫しがちであるといふようなことで、私どものほうでは、現在の合板の構造改善事業の中におきまして、そういう価格の高下を繰り返さないように、ひとつ安定的な価格が維持できるようにといふことで、その共同倉庫の建設を促進させておるような次第でございます。

なお、原木の合板価格の中に占めるウェイトといふものは、半分以上が原木であるといふような状態でございまして、原木の価格にはかなり支配されることは事実でございます。

○竹田四郎君 原木の価格が上がつておるといふのはわかるけれども、これは三倍近く上がつておるわけじゃないでしょうか。おそろく、私も具体的には知りませんが、上がつたところで三割か五割程度だと思つた。三倍なんかは原木が上がつておるとは思いませんよ。それからもう一つ、一体、おたくのほうで需給関係がタイトになつておるといふことを言つていらつしやるならば、それがはたしてほんとうの実需なのか、ほんとうに実需が上がつておるからタイトなのか、あるいは、私は、仮需要がかなりあると思つた。その需要の内容を具体的に、どのくらいあるのか、その辺をひとつ明確にしてほしいと思つた。

○説明員(吉田雅文君) それにつきましては、後ほど調査して御報告したいと思つた。

○竹田四郎君 後ほど調査と言つたが、この間調査したわけじゃないんですか。それではない、需給関係がタイトでありますと言えないはずでしょう、流通調査をさつきやつておると言つておるんですからね。その辺は、やつていな

いんですか。

○説明員(吉田雅文君) 先ほど流通現況調査をやったと申し上げましたんですが、これは製材と合板と一緒にいたしてやったわけでございます。その際の調査は、製材関係を主としてやったわけでございます。もちろん合板関係のものもやったわけでございますが、きわめて部分的な調査でございました。もう少し広い範囲の調査なりをいたしまして、その上で御報告申し上げたいと思います。

○竹田四郎君 どうも政府の調査というのは、物が下がってきからやるわけで、国民が一番つかみたいというときには少しもやってくれない。安定してからやるから、何にも結論出てこない。これじゃね、調査なんか、調査費用を損するだけだよ。その辺は困ると思うんだよね。まあやらないよりはやったほうがベターかもしれないけれども、いつやるんですか、そういうような調査を。いま、やるのとあなたはおっしゃっていたが、いつやるんですか。いつまでにその調査結果を出すんですか。

○説明員(吉田雅文君) 時日ということになりますと何でございませうけれども、早急にひとつやってみようかと思ひます。

○竹田四郎君 そういうことばというのは、私どもいつも聞いているからね、きょういまここで答弁できなければ、次の機会、あしたも委員会あることですからね、とにかくきょうじゅうに、早急にどういう調査をして、いつまでにその結果を出すというのを明確にしてもらわないと困ると思うんです。この問題、いま私がきょうここで突然出したわけじゃない。もうかなり前から、大蔵省を通じて、おたくのほうには、こういう調査の要求がいつているという事は知っているはずですが。それをこういうふうになされては実に困るわけですね。

これからもう一つ、先ほどお聞きした、農林省としては大体どのくらいの価格で安定を期待しているのか。その辺もちょっと言ってください。

○説明員(吉田雅文君) この問題はなかなかむずかしい問題だと思ひますけれども、私どもでは、現在のメーカーの価格が三百円前後でも私は十分いけるんじゃないかと、あるいはそれをもう少し下回るような段階でも、合理化等の努力をしていけばいけるのではないかとこのように考えております。

○竹田四郎君 そうすると、大体今後三百円ぐらいのところまで安定されるであろうということに理解してよろしいんですか。そのぐらになつたらもう輸入もあんまりしないと、そういうことですか。

○説明員(吉田雅文君) 私は、現在のまた原木価格の動向にもこれは非常に支配されますので、ここで、現在の原木価格のままでいけばという前提でございまして、原木価格というものは、過去この五、六年の水準を見てまいりまして、ほとんど輸入原木というものは値上がりいたしておりません。そういうことで、産地のほうでは、ほとんど原木の生産地が奥地化してきておるといふようなことから、非常に日本の商社の買付けが少しきびし過ぎるというふうなことで、産地の非常に反発が強いような状況もございします。

○野々山一三君 関連質問で。あなたは、メーカーが調子を見て出す出さないと、こう言っているわけでしょう。そうでしょう。メーカーが——メーカーの話ばかりなんです。そこで、私ばかり聞きますけれども、私は人をついてこの間まで関係諸国へずっと回らせまして、日本向けの品物が向こうの港にのろんとおつておるんですよ、一ぱい。それを買っているのはどこであるかということ御承知でしょうか。——どこでしようか。私言いまししょうか。この間

ちよつと私、米の問題で問題にしたあの会社——一つだけはあがりましてね。つまり、メーカーにがたがたがた言つてみたところで、あなたの言われるように、資本が小さい、したがって手持ちが少なく、在庫がない。そのメーカーにいろいろなことを言つてみたところで、どうしようもないんです。そこへ持つてくる商社が、全部国内へ持つてきて押えている。向こうで押えているんですから。そのことをあなた調べてきたかね。会社の名前全部言つてごらんない、そういうことに関連している会社を全部。どういふ会社か、どういふ商社が全部そういう問題に関連しておるか、名前を全部あげて。そして、どれだけのものを持つてくるかということも全部答えなさい。それから原因を説明しなくては、目先のことを言つてみたつて問題の解決にはならない。それを発表しなさい。

○説明員(吉田雅文君) ただいま御指摘の輸入原木の取り扱い商社の件についてでございますが、いまそれに関連した資料をこちらで手持ちしております。輸入の原木を扱っている商社は、いわゆる三井、三菱、その他伊藤忠、丸紅、関係商社、南洋材を扱っている商社は約七十社ほどございします。

○野々山一三君 その七十社が、ストリートにやっている場合と、それと、正直に言ううと、ダミーでやっている場合が一ぱいあるんです。私どもは、あなた方と違つて、机の上で仕事をしているわけじゃないんです。全部派遣をして、現地でどうなつておるか全部調べて、持つてくるんです。ですから、日本に入る木材がほとんど上がるというこの原因はそこにあるというところを私はまず考えなければいけない。——国内の問題もありまして。この両方が、やっぱり計画的に需要に應ずるというふうな体制というものができなければ、いまあなた三百円と言つたね。いいですね、三百円で、三百円にならなければ下がつたとは言えませんが、安定したとは言えませんが答えられたが、責任とりますね。——ということが

一つ。余分なことはないですが。それから、七十社ほどなんて言わなくて、その七十社なら七十社、かりに百社議つて七十社でもよろしい。それがどれだけ持つていて、その関連のダミーの会社がどれだけある、それがどれだけ持つていて、そのためにどれだけの金が動いているかということを実に調べてあるはずではないか。それではないか。それではないか。あなたのような、三百円にしますなという話は音の話ということになる。いかがですか。あなたで答えられぬならば長官を呼んでください。

○説明員(吉田雅文君) 現在の輸入原木を扱つておりますところの商社の数量割合については後ほど提出したいと思ひます。しかし、ダミーがどれだけのものをそれを扱つておるかという点につきましては、なかなかそれをつかむという割合になつておるかということについては、ちよつと私のほうではつかめないう状況でございします。

なお、先ほどからの合板価格の適正な価格は一体どの程度まで落ちつくかという見通しにつきましては、私はいまの自分の考えをいたしまして、現在の原木価格の水準という前提でいけば、ならば、私は、まあ三百円あるいはそれよりも若干上回るかもしれないけれども、その程度にいくんではないかというふうな考へておるわけでございます。

○野々山一三君 あなたの話はすぐ先のほうへいつてしまふんで、どうももとの話が答えられていないから、これは竹田君も何べんも聞くでしよう。私も何べんも聞きます。そういうことになりましたから、政務次官、いまの木材だけの話でも、これは課長さんではとても、申しわけないがだめですね。あなた政務次官として、この問題の一つだけですが、いままで一ぱいありますけれども、このポイントを解決するためにどうす

るか、責任者をひとつお呼びいただいて見解を明らかにしていただきたい。それにはたとえば——たとえばと言いますけれども、どの会社がどれだけ国内で持っておるか、それから向こうでどれだけ押えて船に載せないでおるか、それから、その額は幾らか、それがどれだけ、いつ、どういうふうに入るか、そうしたならば三百円になるということになるわけですから、その明確な考え方、内容を示してもらいたい、これが一つです。

それから第二は、ダミーというのはわからないというの、そのダミーということばの理解であつた方お使いになるけれども、こんなものはおかしいなものです。少なくともたとえば——たとえば、丸紅なら丸紅、日商岩井なら日商岩井が、関連して取り扱ってきた三年間なら三年間の実績、これを押えてください。それから、資本系列がどうなっているか。少なくとも、たとえば、二割なら二割資本を入れていこうというふうな場合でやっていると、そういう、以上の会社はどういうものか、これを押えれば必然的に出てくるんです。これは私も、しろうとですけれども、同時に私は、いま申し上げたように、私自身がこの貿易問題に関与していますから、人間をついてこの間まで二カ月外国をずっと回らせて全部調べておきますから、あなたと言うことが違つかどうか、私はそれこそ態度で示しますよ。それこそ数字で示します。場所で示します。そういうことですから、それを明らかにしてもらえば、竹田君の質問の趣旨に合致することになるのではないかと思いますから、その二つをあなたで答えられぬでしょうか、いかがですか。

○政府委員(山本敬三郎君) 最初に、竹田先生及び野々山先生の御質問のうち、大蔵省に係る分と申しますと、昨年の二〇%ダウンのとき合板は問題になったようですよ。ところが入れなかったのは、昨年の三月ごろですか、中小企業が初めて生産制限をするというふうなことでやりまして、メーカー価格は普通品で百六、七十円まで下がる、卸売価格で二百円くらいというふうな非

常な不況だったようでありまして。そこで、こういう不況の直後であるから、関税の問題は議論になったようですよけれども、今回は下げないというふうなことであったようでありまして。したがって、昨年対比で見ても十倍になるというのは、昨年は非常に少なかったということだというふうには実は考えております。

それからその問題の普通の合板のコストの半分ぐらいは原木が占めておる。その原木については、農林大臣がいろいろ御答弁なさっておるようでありまして、少なくとも昨年の林野庁の木材輸入の見通しは、私は結果においては誤まつておつたと思ひます。極端に申しますと、おとしの暮れから金融が緩和して、住宅ローンが始まつていけるから、昨年は住宅建設がかなりふえてくるだろう。したがって、材木は相当需要になるだろうというふうな当然見るべきであつたと思ひます。私は、自民党の部会の中でも、これを盛んに林野庁を責めたことがあつたわけですが、それども、そういう見込み違いもあり、かたがた商社に限られた地域へと、過当競争でめちやくちやに買ひあさる、そういう結果が非常に人為的に材木の値段を上げておるということになつていふと思ひわけでありまして。そういう点について課長さんだけでの御答弁では不十分のようですから、明日でよろしうございませう。

○野々山一三君 きよう。

○政府委員(山本敬三郎君) きようは向こうの都合がどうかちよつとわかりませんので、きよう、または明日、林野庁長官にきていただきまして考え方を御答弁させるように連絡をいたしたいと思ひます。

○委員長(藤田正明君) それではあした林野庁長官をして、いまの質問の趣旨は明確ですから、それについて御答弁願ひます。

○竹田四郎君 結論的にはこういうことになると思ひます。あなた方は、合板メーカーのために税率を維持している、こう言っているんです。しかし、今度の高くしておるといふのは、メーカー

じゃないですよ、三百社ばかりのこんなに多いメーカーが価格操作ができるはずがない、問題は、回りの商社なり、そういうものが実はやつておるわけですよ。だから、もうけさせておるのは、実際に救わなくてはならないというメーカーではなしに、商社を救つてしまふ結果になつておる、この辺の数字も明確にしてください。どういふふうな形で、たとえば商社がどれだけ輸入して、それを幾らでメーカーにやつて、それが一体どういう形でメーカーに請負さしておるのか。メーカーに原木をやつてしまつて、そこでメーカー自体が自分のものとしてやつておるのかどうなのか、委託加工の分も相当あると思う。この辺の数字も明確にあらしたまへに出してください、できればきようじゆうに出してください。そういうものを見てまた話を進めていきたい、こういうふうには終わりにしたいと思ひます。

○野々山一三君 第一に、輸入だけでなしに、輸出のほうにもかかわりがございまして、これは未承認国の輸入などが中心でしようが、延べ払いですね、そういうものは一体どういふふうにしようとしておるのか、どうなつておるのか、いまのところは、たとえば、未承認国なんかはどうなつておるのか、全くといつていいほどやらない。それで一年半くらい前ですが大蔵大臣がケース・バイ・ケースで対処いたしますというところをおっしゃつた、この委員会ですか、私の質問に答へられたのですが、その後の状況はどうなつておるのかというのが、私の第一の抽象的ですが、質問なんです。

○政府委員(山本敬三郎君) それはひとつ国際金融局でない、はつきりしたことは私にもわかりません。ただ、特惠関税の問題にしても、未承認国に直ちにやるといふことはなかなかむずかしい問題があるようですよ、プラント等の延べ払いについてもいろいろむずかしい点があつたことは常識的に存じておりますが、野々山委員が質問されて一年半、どういふふうな経過をたどつたか等

についてはまた国際金融局からひとつお答えさせたいと思ひます。

○野々山一三君 実際は、もう一回繰り返しておきますが、大蔵大臣はケース・バイ・ケースでそれは認めますということでお答えになつたわけでございます。

そこで、実際問題を提起いたしましたとしても、いまのところ、ほとんどプラントなんかの相当な引き合いがございまして、結局延べ払いというものが、ワクがないとか許さないとかというところで実効が全くないと言つていくらいなんです。次に特惠問題の対象になるような後進国、低開発諸国からの輸入というものも必然的にワクが小さくなる。そこで、この法案の説明の趣旨から見ますと、特惠のワクを拡大しようというお考えで提案をしてらっしゃる、こう解するわけですが、実際は、商売ですから、売り買いということとのかね合ひになることは必然でございます。そうすると、結局これはしょうがないから三角貿易みたいなやつになつたり、あるいは輸入を扱っている企業そのものの自己資金ではとても足りないから、金融機関から金を借りるということでしょうか。そういうぐあいになるわけですね。そうすると、その負担が重くなる。そこで、私の言いたいの、ワクを拡大するといふふうな考え方のようですよけれども、一体どういふふうないうこととなさるんではようかといふことなんですか。非常に限界があるんでは、これは。限定されたワクでしよう。だから、それこそ一日か二日でワクはおしまいということになるような感じがするわけですね。それじゃワクの拡大と言つてみたつて、これは言うだけの話という感じがするんで、そのところをもつと前向きに対処しなければいけないではないかというの、私の考え方なんです。その意味で、どういふふうに進めようとなさるんではようかといふことが次の質問でございます。

○政府委員(大蔵公雄君) ただいまの野々山先生

の御質問でございますけれども、一応そのワク、毎年毎年の天井と申しますかシーリングワク、輸入ワクと申しますものは、先ほど御説明いたしましたように、この法律によって定められた一定のワクが各品目ごとにでき上がるわけでございますが、一日か二日でそのシーリングワクが停止をされます品目と申しますものは、たとえば台湾からのかさであるとか、く限りられた一、二品目が一日か二日で停止をされるということで、現在まで約七十品目が停止をされておるわけでございますが、これはかなりの日数が停止をされましたもの、半年なり一年の間に停止をされますものが七十品目ぐらいのものでございまして、大部分のものは停止をされないわけでございます。しかしながら、停止をされるほどの品目であるならば、輸出国の立場から見れば、非常に日本に対して輸出したいという品目に当たるわけでございます。したがって、今日まで、定められました天井ワクに達しますと、直ちにその日に停止をいたしたわけでございますが、今年度お願いをいたしたいと思っておりますのは、かりにその天井ワクに達して、さらにその輸入が増加をいたしましたも、日本の国内産業に対して影響がないと、こういうふうな判断をされました場合には、天井を越えても、かつ発展途上国からの輸入をすることが、特恵税率の適用による輸入ができるようにすると、こういうことにいたしたいと、こういうことでござい

ます。

○野々山一三君 そうすると、限られた品物で、限られた国の物が大体すぐ満ばいになると、こういうことでございませうか。

○政府委員(大蔵公雄君) 仰せのとおりでございます。

○野々山一三君 私の思うのは、そういう限られた品物が使用されて、日本全体と言うよりは、日本に及ぼす影響を考慮しながら処理をするというのがおたくの考え方ですね。ところが、実際問題としていかがでしょうか。この種のもの、中

小企業の使うものが多いのではないかと、いう実情ではないかと思うのでございます。そうすると、そのワクはもともととって拡大するという立場こそ、中小企業対策というのをよく政府も言われるわけですが、それに合致するのではないかと、この考え方がとれるわけですね。そこで、なかなかこれは個別のものを当ててみなければ、そう一々とは言えないので原則的な話になりますけれども、積極的拡大という考え方をとられないのでしょうかというのが次の考え方でございます。

○政府委員(大蔵公雄君) おっしゃいますように、昨年四月中にその特恵関税の適用が停止をされました。すなわち一カ月以内にその特恵関税の適用が停止をされました品目というのは、かさ、つえ及びこれらの部分品、これは主としてやはり台湾、韓国からの輸入品でございますけれども、こういうもの、それから、竹製の引き抜きざお、くし、これは台湾からの輸入が主たるものでございます。それから四月二十日に停止をされましたのが、はき物でございます。それが台湾、韓国からの輸入で、それから、第四番目が絹紡つむぎ糸で、これは主として韓国からの輸入で、これは四月の末に停止をされておりますが、確かに仰せのとおり、これらの品目に関しましては、日本でこれらの国と競合をいたします産業は、どちらかというところ中小企業の製品があるわけでございまして、私どもも本年度弾力化をし、拡大をしようと思しますものは、こういったような品目は、相当かなり国内産業に――非常に多量に入っております。ますれば、国内産業に対する影響はかなり大きいものと判断をいたしておりますので、こういうものの輸入のワクというものを、この法律で定められました以上に、輸入は本年度設定されました輸入ワク以上にこれを弾力化し拡大をしよう、というこのことを考えておるわけではないわけでございます。

○野々山一三君 ちょっと具体的な話ですけれども、たとえば絹、あれはどうなんですか、絹糸。

○政府委員(大蔵公雄君) 絹並びに生糸は特恵の例外になっております。

○野々山一三君 例外ね。――そうすると、やっぱり税のほうで言えば普通である、普通の一般のものと同じであると、こういうことでございませうね。ところが、実際問題として伺いたいのは、これは非常に価格の変動があるという間はまだいいものの、このごろべらぼうに上がりましたね。ここの十日か十五日で、絹の着物なんというものは倍ぐらいに上がりましたね。そういうものについて、一体どう、値が上がるということ、輸入政策というところの観点でどう考えるか、それから、国内の絹をこしらえるというところの関連において、おたくとしてはどういふふうに対処する考え方なのかというのを伺いたいです。先ほどの木材とよく似ているわけですね。これはもう非常にほしがっているわけですね。だから、むしろもっと自由に入るといふぐらいなことも考慮しながらコントロールするというのが一つ必要だろう。

それから、ことばじりじゃありませんけれども、弾力的にということばが、非常に弾力的に使用されるわけでございませうね。それこそ弾力的に弾力的にと言っている間に、ほんとうに何となくわからなくなってしまうというのが私の素朴な疑問なんでございませう。それに対処する対策はどういうことなんですかというのを聞きたいわけなんです。

○政府委員(大蔵公雄君) ただいまの、確かに生糸、絹織物、こういうものの値段が国内的に非常に高くなっているというところは、仰せのとおりでございまして、私先般――生糸は大体日本の主たる輸入国の対象が、中国と韓国でございまして、まあ主として中国が、日本のその輸入の大体六割を中国からの輸入が占めておるわけでございませうが、中国からの生糸は、今日まで輸入関税が一五%であったわけでございませうが、私どもの立場をいたしまして、幾らかでもその国内の生糸の

高騰に対して抑制をすることに役立つというものであったとするならば、中国からの生糸の輸入の関税を引き下げるほうがよろしいと、この判断をいたしまして、この三月の十日に政令を出しまして、生糸の便益関税を中国に対して共与すると、すなわち日本の最恵国待遇と同等の七・五%という税率に生糸の税率を引き下げまして、中国からの生糸の輸入が幾らかでも安く入ってくるようにというふうな方策を講じたわけでございませう。その結果、結果といたしましては、どうも、最近中国からのいわゆる生糸の値段そのものが非常に高くなってきたという事実のために、それが直接、その一五%が七・五%になったということによって、中国からの生糸の輸入が安くなったという事態に至らなかったのは非常に私も残念に思っております。でございますが、これは中国側の売り出す値段が非常に高くなってきたというので、その効果があまりよくあらわれなかったと、まあこういう結果ではないかと思ひます。

それから、絹織物にしましては、国内、御承知のように絹織物の生産業者、中小業者が非常に多いわけでございまして、何か最近の状況によりまして、それは原料が非常に高くなっているというところで、原料高の製品安と、こういうような現象が絹織物に對しましてはありまして、中小業者は非常にかなり困っているというふうな話を聞いてきています。これは国内の原料が非常に高くなっているというところで、こういったようなものに関しましては、私ども関税面におきまして、やはりかなり考えなくてはならない問題でございまして、中国産の絹織物の輸入価格が最近昨年と比較しまして一〇%ぐらい値下がりをしておるわけでございませう。したがって、現在の関税率が輸入を阻害をしているというふうには私どもも考えておりませんので、まあこれを、絹織物の関税にしましては、ただいまのところ手をいじらないほうが、国内生産業者のためにはよろしいのではないかと、かように考えておるわけでございませう。

それから、シーリングワクの弾力化弾力化と言つたら非常に幅の広いことばであつて、弾力化という意味でございしますが、私も考えておりますのは、その弾力化をいたしたいと思つておりますのは、その当該特定の産業の国際競争力が非常に強くて、その特惠関税率の適用を継続いたしましても、依然としてその国際競争力が強いために、国内といたしては——国内産業としては何らの被害を受けることはないという、しかも、安い税率で発展途上国からの輸入がふえれば、それだけ消費生活にも役立つわけでございしますし、まあそういったような品目を選びますのに、過去二年間にわたる輸入実績等を調べて、たとえば、その輸入実績がそのシーリングワクに達しなかつたような品目であるとか、あるいはシーリングワクには達したけれども、国内需要に占めるその特定受益国からの割合が比較的少ないもの、こういったようなものを弾力的に考えと、こういう方向で、現実問題といたしましてはその輸入が天井に達しましたときに、関係省と協議をいたしまして弾力的に扱つと、こういう実行をいたしたいと、かように考えているわけでございします。

○野々山一三君 それと、いま絹の話だけで申し上げますと、やや中国は一時上がったけれどもこのごろ下がってきておる。そこで、税率を下げたので安くなるはずであると、こういうことでございしますね、あなたのほうの御認識は。

○政府委員(大蔵公雄君) 生糸でございします。

○野々山一三君 そうですね。なぜでしょう、か、このごろだだと上がつていくのは、あなたの話とまるきり反対の現象が起つておる。それでしよう。どういふことになつておるのでしょうか。

○政府委員(大蔵公雄君) これは、生糸の高騰の原因に関しては、農林省のほうにお尋ねいただきたいと思ひますが、いわゆる関税の面から、その生糸の高騰に關税が作用しているといふことはないかと、こういうふうな考えでございします。

○野々山一三君 関税面で言えば下げたんだし、下がるはずであるというお考えは、これは関税面では認めていいと思うのですよね。ところが、実際は上がつておるというこの疑問は、これではちつとも解決しないわけですね。それで、これは——農林省の係の方いらつしやいますか、実際問題として上がつておるわけでございします。それで、じゃ品物はなにか、あるかという問題でございしますけれども、これは私直接会社と、きのう——おとといです、もう電報でどんどん来ます、品物は。これで買つてくれるかというの、これは三、四カ月前に買った値段と同じもので、これでいいか、こういうわけで電報がまいります。その前で私はその電報を見てきております。そうすると、これは私の知つておる、その現物を見てきたところはせいぜい一・二%ぐらいのマージンで落としておる。これは当然の管理費として、それぐらゐなら安過ぎではないかと思ふぐらゐな感じでございします。専門家がなからよくわかりませんけれども、一・二%から三%ぐらゐならこれは通信費だつてそのぐらゐかかる、人間も行ったたり来たりしますからかかるだろう、いわゆる管理費でございします。それで落としておるころがあるのかかわらず、なお上がつておる。そうすると、もつとよけい買つておるところか、あるいはどこか何とかがしておるかというこの疑問を持つのは当然じゃないでしょうか。そこで、それをあなたのほうでどう認識なさつておるか。さてそれをどういふふうに対処するか。そうして消費生活の面にどういふふう、その税のほうの立場で言われる。税は上げたんだ、安くしたんだ、だから、品物はあるんだ、入つてくるはずである、こつと言われる。それが死んでしまつておることが、解決できるかということについて、あなたのほうの立場で、具体的に——どうも私がしゃべつておるのは抽象的なんで、あなたのほうに具体的に言えと言つたつてむずかしいかもしれぬが、しかし、まず具体的に答えていただきたい。

○説明員(吉岡裕君) 先生のただいまの御質問でございしますが、私も直接根本的な知識を持ち合わせませんので、もし必要があれば、また蚕糸関係の担当局のほうから御説明をさせていただくほうがいいかと思ひますが、御承知のように、生糸と申しますのは、非常に景気変動との関係が深い品物でございまして、これはもう戦前から非常にその糸価変動というものは景気の変動と関連しまして激しい品物でございします。そこで、蚕糸事業団というふうなものがございまして、一定の価格幅の中で糸価安定をはかつておると、買つたり売つたりしまして糸価安定をはかつておると、こういう仕組みになつておるわけでございします。

それで、最近の非常な価格の値上がりでございしますが、具体的に私は私も申し上げる資料を目下持ち合わせておりませんが、たとえば、昭和四十五年の年間の生糸の平均卸売り価格が、キログラム当たり八千六百九十九円ということになっておりました、昨年四十七年の平均が七千七百四十九円ということになっており、四十五年に比しますと、まだ昨年一年の平均はそれほど高ものではなかつたということは言えるわけでございします。しかし、昨年末から最近にかけては九千円をこえるような価格になつておつて、御承知のように生糸取引所で一時閉鎖されたというふうな事態になつたわけでございします。基本的には、昨年の後半から非常に国内の景気が回復を遂げてまいりまして、絹織物需要というものが非常にふえてきたということが基本的には原因の一つであらうかと思ひます。

それからもう一つは、國産の生糸が、最近の養蚕の伸びが思うように伸びませんで、国内生産のほうにかなりの制約がある。そういうことになりまますと、結局輸入によつてその需要と生産の差が調節されるということになるわけでございします。が、先ほどお話しございましたように、韓国と中國がその主要な供給國である。ところが、韓国のほうは非常に生産の伸びがそれほど十分ではございしませんで、なおかつ、なるべく絹織物の姿で付加価値性を高めて輸出したいという政策を韓国と

してはとつておるわけでございします。したがひまして、生糸そのものとしては、やはり中國に依存せざるを得ないということで、先ほど関税局長からお話しございましたように、関税も下げて、さらにもうちよつと輸出をしてほしいということに依頼をした。向こうもいろいろ国内生産及び在庫の都合もございまして、どの程度追加供給をしてももらえるかという点は、私も、現在では正確な数字はつかんでおらないわけでございしますが、とにかく検討したいと、こういうことを先方は申しておると、こういう状況でございします。したがひまして、まあ一般論でございしますが、基本的にはそのような需要の非常に強いということと、供給の制約というものが基本的な理由であると、こういうふうにおつておるわけでございします。

○野々山一三君 まあ、供給量が足りない、需要がふえたと、それで先ほど外國からの入るものと、国内の生産との関係ということ申し上げたんですけれども、正直言つて、変動の多いものであるということは、私も実は、もともとそういうお蚕を飼つてきたうちに育つた人間ですから山ほどそういう経験を持つておりますが、実際は、いまごろほとんどやつていませんで、国内。そういうところをもつと、何とか土地効果の高いものををつくるということになるようになってしまつておる。それは事実だと思ひます。問題はあれですね、私さばり言つて、小さな商社が買い取る場合にはわりあい早くさつと流れるんだが、幅が小さくて。ところが、大きな商社は、どんと買うことが、中國とのこのごろの関係でふえてきたことは事実で、それでいまあなたのおつしたような生糸の市場を開鎖したという事態が起つたと言われるけれども、起つた間にまた上がつておるんでございします。それほど問題が問題になればなるほど、なることをいいことを幸いにそれを上げる。それには單に生産価格が高くなつたとか、加工価格が高くなつたといふことももちろんあるでしょうけれども、それ以外の操作といふものが非常に顯著にあらわれておるの、

ほかの問題もありますけれども、生糸なんかそういうことなのでございますね。これはやっぱり供給源というものをどうするかという根本的な対策というものを、これは中国との間にも、朝鮮との間にも抜本的に立てなければならぬ時代である。時代であるということのこぼをひとつよく受けとめてもらわなければいけないわけで、その対策を、もっと抜本的な対策を早急にとるべきじゃないかということをお願いしたいわけなんです。その具体的な考え方をもうちよつと、わしみたいな者にもわかるように答えられないでしょうか。

それで、同じような問題で、ずばり言いましようか。さらし、綿ですネ、これなんかも、実はついこの間まで一反当たり四百円くらいでしたネ。もう一日おきに上がっていった、いまは千円をこえる時代になりましたね、綿類全体が。たとえば、ふとんのシートカバーなんかでもそうですが、ついこの間まで二千円であったものが三千円でございます。リっぱなデパートでもそうです。有名な西川ふとん屋にもこの間行ってきました。「上がりましてね」ということばだけでございませう。張つてある紙きれは上がりますから、買う人は錢を出すよりしやうがない。こういうことになる。そうすると、實際このごろは奥さん方が、早う買ったほうがいいぞということばがはやつてきております。早う買ったほうがいいぞと言つて行つた人たちは、みな高いものになつてしまつてから買つてゐるというのが実情でございます。これほど事態は急テンポに変化してゐるわけですね。これもやはり木材、生糸と同じように、こうなる原因が何かということを抜本的にお考えにならないければならぬ点が大事じゃないかというのが私の意見なんです。ございますが、それに対してのずばりのお考えをひとつ伺いたい。対策、今後どうするか、どれくらいになるか。先ほどの合板ではないけれども、三百円くらいになるというのですから、幾らくらいにしますと、こういうことにならなければいけないと思ひますですね。

これから、いまのあなたのお話、四十五年は八千八百六円であったのが、四十七年は七千七百四十九円になった。なったのに何で消費者のところでは上がるのでしょうかということです。

そうすると、あと次の問題に進みますけれども、今度の法律改正の第二のポイントである国民生活安定のために税率全体を変えますという考え方でございますですね。私はそれはいいと思います。中身については、なお、いろいろ意見はありますけれども、考え方としてはわかるわけです。さて、実際はいかがでしょうか。もうめんどくさい話はやめにいたしますが、ウイスキーならウイスキーといえます。ジョニーウォーカーの黒がついのこの間、前は一万円くらいでしたね。八千九百円くらいになりました。十日から一カ月くらいたったたら、また九千五、六百元になりました。そこで、私の言いたいのは、これはおたくの関税のほうに伺いたいのですけれども、税金が下がったならば、当然販売価格が下がるべきである。それがちよつとの間に上がっていくわけです。それでは一体、税金を下げての意味がないじゃないかというのが国民のしろうと、私みたいなしろうとの当然の認識ではないでしょうか。どう対処されたでしょうか。これからどうするのでしょいかというのを伺いたい。

○政府委員(山本敬三郎君) 一般的に生糸にせよ、合板にせよ、投機をどうして押えるかという問題でございますが、私はやはり本年の二月まで円レートを絶対に動かさないとしたてまでおりましたために、国内的な金融引き締めという手段を出ることができなかった。黒字国が金融引き締めをやりますと、なおさら輸出圧力がかかってくるわけでありますから、かえてその輸出の黒字を減らすために、内需を振興しようというので、大型予算、補正予算を組んでいくという形をとっておいて、インフレ対策というものに、フリーハンドがなかったという点で非常なおくれがあったことは私は事実だと思います。

そこで、いま問題になります過剰流動性をどういうようにして解消していくかという問題について着々やりつつあるというのですが、私は、それだけじゃなしに、先ほど生糸の問題でお触れになりましたように、確かに需要はふえておるといいますけれども、その需要の中には、仮需要なしとはしないということが明らかに言えると思います。私の聞いた話では、非常に京都の産元の一部、あるいは全国の機屋さんの一部も、すでに株の所有とか、あるいは金融という形で、総合商社に隷属しているというような点もあることを事実として認めざるを得ない。そういうようになりますと、私は、私見を申し上げますと常におこられて、そんな自由民主党があるかと言われるのですけれども、いまのような時代において、古典的な自由というものが許されるかどうか、外に向かつてエコノミックアニマルの先頭に立った総合商社が、これから中へ入ってきたら、これはもう際限もないことになってくるのではないか。そこで、やっぱり一つ一つの投機を末端で取り締まるということ以上に、総合商社がいまのように持ち株会社であつていいのかどうか、総合商社が銀行にとつてかわつて金融機関の役割りを代替するような形がはたしていいのかどうか、こういう問題を抜本的に考えていくべき段階ではないか。実はこの間公取委員長にも、いまの独禁法で公正な取り引きの範疇で考える余裕はないかどうか研究してみてくれと言いましたし、また、大臣にもいまやそういうことが国民サイドから見ても必要な時代です、何とか考えなければいかぬと思いますということを申し上げて、大臣も予算や重要法案が上がつたらひとつ前向きに検討しようじゃないかということと言っている点でありまして、やっぱり問題は、根幹について考え直していかなければならぬ点があることは私は、事実でなからうか、こういうふうに考えております。

第二段は、局長から……。

○政府委員（大蔵公雄君） 私どもも関税を引き下げれば、それが特に国民生活の関連物資であれば

あるほど末端価格に直接その関税の引き下げ効果が及んでもらいたいという意欲は非常に強いわけでございます。何のために一体関税を引き下げるかという、ある程度国内産業に犠牲になつても、要するに、生産者の立場を犠牲にいたしましても、消費者のために関税を引き下げ、外国から安い品物が入ってくるようにしたいという目的を持って、関税を引き下げるわけでございますから、これが末端価格に及ばなければ、何にもその関税引き下げの効果がなかったということに相なるわけでございまして、私どもといったいまして、経済企画庁なり、あるいは担当の局なりに関税を引き下げたあとのアフターケアというものは、ひとつできるだけ力をふるってやつてもらいたいという要望をいたしておるわけでございます。

○野々山一三君 たえば、かつて関税を下げたときに、店屋にものを買いに参ります。そうすると、税金が幾ら幾ら下がったので、幾ら幾らのものは幾ら幾らに売りますと、こういうちゃんと表示したわけでございますね。これは正直に言うのと、十日か一月ぐらいでみんなその紙はどこかへいつちやうわけです。とたんに数字が上に上がるわけです。あなたのほうによく聞きますと、いつも追跡調査をしましてと、こう言うわけですけれども、そのとき追跡調査をやったとか、そのときこうしろと言ったとか、そのときの話はいまここでしやべて、あした屋から別のことになつておたらどうしますか。そこで、政治信頼という観点から見ますと、提案説明の中で国民生活安定のために、関税率を引き下げますというのですが、これは紙に書いたばかりのもちであつてということにならないようにするためにどうしますか。私は、たとえば、三カ月に一回ずつとか、二カ月に一回ずつ確かにこれだけ下がっていますということを、チェックするという計画的な追跡調査をしますということ、内外に声明するということがやつぱり一つの策ではないか。

それからもう一つ、たとえば、お酒なんかの話

でずばり言いましょう。小売り店に卸屋が渡して

おいた、そうしたら税金が下がりました、安くなり
ました、ばつと買い占めます、また買い戻しま
す、二カ月くらいたちますと、品物がなくなりま
すからさつと出します。そのときは小売り商店は
ちよつとも損しないわけでございますね、ちよつ
とも損しないわけです。それで買い占めます。卸
屋が買い占めまして、また出します、それでも上
がるわけでございます。卸屋というものがそうい
うことをやるのは、先ほど政務次官言われたよう
に、その上にもう一つ商社がからんでおつて、金
融的な処置をいたしますからできるわけござい
ます。こういうものを一ぺん私に言わせると、現
実に調べてください、こんなものは在庫品調査す
ればすぐわかる。帳面調べればすぐわかる。これ
も単なる抽象論でありません。こんな小さいとき
から育ててきたやつがやっています平気でそう
いうことを言います。連れて来ましょうか。何軒
でも連れて来ますよ。そういうことをあなた方は
おやりにならないのかぬのじやないでしょう
か。そうしないと、こんなことを書いて、国民生
活安定のためになんといつて、法律改正いたしま
してなんとおっしゃつても、ちよつとも国民は信
頼しない、たいへんなことが起こるといふのが、
第二の問題じやないでしょうか。

そういう具体策の一、二をこう述べながら、あ
なたのほうの抜本策というやつを、忙しい時間が
終わつたらやります、それじやとてもだめです
ね、いかがでしょう、政務次官。すぐやらなければ
いけないことで、あなたは忙しいでしようけれど
も、事務局の人は忙しいで、それが仕事じや
ないでしようか。そうしなければ役所の仕事とい
うのは、一体何やっているだらうかということに
なるのは、これはしろうとじみた話ですけれど
も、本質じやないかと思うのでございしますよ、い
かがでしょうか、お考えをお伺いしたい。

○政府委員(山本敬三郎君) 具体的に企画庁か
ら来ているようですから、企画庁のほうを追跡調
査をやっているはずでございますから、企画庁か

ら。

○説明員(斎藤誠三君) ただいま先生の御指摘の
点につきまして、われわれも努力いたしております
が、不十分な点のおしかりは覚悟の上で意見を
申し上げます。関税の引き下げのみならず、一昨
年のレートの切り上げ等を含まして、輸入価格の
低下を消費者の利益に還元するよう昨年三月六日
に閣議決定をいたしまして、追跡調査等の品目を
きめたわけでございます、約六十品目につきまし
て。関係各省及び企画庁独自でまとめておりまし
て、十五品目でございます、三カ月ごとぐらい
に大体その価格の推移を発表いたしております。
さらに企画庁としては、昨年の秋ごろまでに二十
二品目についてやや構造的な流通機構その他につ
きまして調査を行ないまして、その概要は新聞等
に昨年末発表いたしております、今後その種
の調査は十分続けていきたいと思ひます。なか
か流通機構自体が非常に実態の究明がむずかしい
わけでございます、また御承知のように、必ず
しも消費者の利益に關税引き下げその他の利益が
還元されておらない面もございします、今後は
この一年の経験にかんがみまして、さらに詳細な
調査を行ない、適時公表いたしたいと考えており
まして、四月の早々にそういった考え方なり、具
体策をまとめるべく本日午後、そういった種類
の各省会議をやる予定になっております。

○野々山一三君 これはやりたいなあという、や
りたいなあという言い方では失礼ですけれども、
やるつもりですという話で、これは正直言つて、
先ほど言ったように、数カ月たつとすつとまた
上がつてくるというものは、追跡調査がそのま
まで行なわれてない証拠だと、こういうふう
に見るのには私は当然だと思ひます。こ
こで、いまも申し上げたように、具体的に、こ
ういふことをこうやって、こうやってこうやって追
跡調査をいたします、それから国民の前に、こ
うやって税金が下がったんだから下がります、下
がるはずだと、そういうことを表示するとか、あ
るいは広告するとか、発表して国民によく周知

底をはかるとか、それから、公取なんかも、私に

言わせるとちよつとこのごろ骨抜きみたいです
な。みたいというよりは骨抜きですわ。私と一緒に
すね。これはやつぱり非常に意味がないこと
です。ついでに、私は正直言つて公取の委員長に
も来てもらつて、このごろの具体的な問題につ
いて、もつとしっかり対処する考え方を持ってもら
わなきゃいけないし、言うならば公取の価値とい
うものを高めなきゃいけないというのをしめしめ思
うのを高めなきゃいけないというのをしめしめ思
うのでございします。それに対して、そういうよう
なことを具体的に、あした、まだこの法律審議
しますから、ひとつ具体的に考え方を、あしたから
調べます、考えますなんてそんなこと言わない
で、きょう徹夜してでもやってくたさいよ。そし
てあした、こういうことでやりますということ
ひとつ提起して、そして国民の皆さんに明らか
になるように、われわれも、この法律がいいならい
いということができる判断をできるようにしてもら
いたい。まあ、あしたあげてくれと言つたつて、
そんなもの、あげませんよ、そんなこと言つたつ
て。ということになりますね、これは。これは話
はまた別ですけれども。そういうように具体的に
してもらいたいということが私の注文ですがね。
で、あしたにその問題は保留いたします。

で、公取の問題は、これまたひとつ御協議いた
だいて、あした竹田委員の質問にもございします
から伺うことにいたします。対処してもらいたい。
これはお答えがなくても、よく聞いておいても
らつて間違いないようにしてもらえたいとい
うことだけ言つておきます。
それから、一番最初に申し上げた未承認国など
の諸国との間における延べ払いの問題について、
担当の審議官お見えのようですから、ごく簡単に
繰り返しますけれども、一年半ちよつと前でござ
いますね、この委員会、未承認国などのプラン
ト輸出に対する延べ払いはケース・バイ・ケースで
対処いたしますというのが大臣のお答えであつた
わけです。実際はどうなっているでしょうかとい

うことがまず一つ。それから、私の意見、感じを先

に申し上げると、実際にはほとんど不可能、実際
にはケースがない、ないというよりは、幾ら言つ
てつてもだめだというのが実情でございまして、
それではやつぱり大臣のお話が生きていないん
じやないかという意味で伺いたいわけですが。

○説明員(前田多良夫君) お答え申し上げます。
ただいまの御質問の御趣旨は、おそらく輸銀の
使用に關したものだと思ひますが、念のため、こ
の延べ払い全体の方針をいたしましては、これは
オン・フラインクスで行なう場合には、一切、承
認国、未承認国を差別しておりません。それで、た
だいま御質問の輸銀の使用につきましては、ケ
ース・バイ・ケースで処理しているということは、
まことにそのとおりでございます。それで、それ
ではその例があるかと、こういう御質問ござい
ますが、東独に對しましては、四十五年の八月
に、アンモニア製造プラント、金額にして約
三千九百万ドルのものにつきまして輸銀使用を認
めた例がございします。その他につきましてはござ
いしません。あくまで案件を見まして、それぞれの
案件につきましてケース・バイ・ケースで処理し
ていきたいと、こう考えております。

○野々山一三君 正直申し上げて、たとえば、プ
ラント輸出の場合に引き合いがありまして話を進
めてまいります。そうすると延べの問題が当然の
ように起こります。これは、いまお話しのように
一件だけしか実際に通つたことではないと、そのと
おりだらうと思ひます。なぜ通らないか。これは
おたくの關係ではない要素がございしますが、技術
家が入国ができないという問題、設計監督の技師
の入国の問題がございまして、そして、実際は引
き合いがございしても話が進展しないのはそこが
ネックになるわけでございます。これはちよつ
ど、予算委員会でもベトナムの革命政府の代表の入
国の問題がございまして同じように、そこが大
きな一つのネックになっておりまして、それで、た
とえば、船なんかでも一万吨級の船七隻——私
が知っている具体的な例ですけれども、引き合い

大きな問題だと私は思うのです。

それからさらに、この間も別な問題で質問をして資料要求しましたが、全然出てこないのはカドミウム汚染。法律ではちゃんと起因者が責任を持つということになっている。認定は県でございませう。県はしない。私は、いなかへ帰った。市長は、あなた余分なことを言ってくれたねと、こう言われた。それで、結局どうなるかというのと、埋め立てするわけでございますね。その金は、国と県と市でやるわけです。企業は知らぬ顔。こういうことが、この時代に許されていいかということは、根本的な産業政策全体の問題として私は、考えなければいけないというよりは、措置しなければいけない、こういう時代だと思うのです。それを含めて、いまおっしゃるように、考えるというお考えの中に、早急にその方針を明らかにして対処してもらいたい。これは別な委員会では少しやりたいと思うのでございます。

自分がつくった自分の車を、変わったから買ったやつが銭出せ、そんなばかな話あります。しかも、マスキー法に反するやつは、トヨタであり日産である。本田と、それから東洋工業だけはマスキー法に合致する、ということは、国際的にも明らかになっているわけでございます。そうしておいて、そうになっているにもかかわらず、これを延期してくれと言います。そういう措置を延期してくれと言っているのが日本の産業です。それをよろしゅうございませうと言っているのが自民党だ。それでは、あなたのほうだって困るでしょう。私が、そんなことをぎやあぎやあ言ったら。まじめな意味でそれはぜひお考えをいただきたいということを注文としてつけて、あとの問題はあしたの質問に保留いたします。

○委員長(藤田正明君) 午後三時再開とし、暫時休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

午後三時十四分開会

○委員長(藤田正明君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

有価証券取引税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案、以上三案を便宜一括して議題とし、質疑を行ないます。

○渡辺武君 有価証券取引税法について若干伺いたいと思うのですが、この取引税の税率を引き下げたという点については私も賛成なんですけれども、問題は現在のような株の投機が非常に盛んに行なわれているときに、株式の譲渡所得税ですね、これが原則的には非課税ということになっている点について、これは私も思っているんですが、国民一般大衆もこれはもう納得できないというのを非常に強く主張しているところだと思っております。ところが、原則的には非課税であるはずの株式の譲渡所得税について、所得税法にも例外規定があると思うのです、何々が例外規定になっているのか、どういうケースが課税になるのか、その辺をまず伺いたいと思います。

○政府委員(大倉眞隆君) ただいま渡辺委員御指摘のとおり、現在株の譲渡から生じます利益につきましては、法人は法人税を負担してもらっておりますが、個人の所得税は原則としては課税をしない、ただし、事業譲渡類似の株式譲渡から生じます利益、これは課税をいたす。それから、何と申しましようか、常時、ほとんど商売として株を扱っていると考えてもいいようなケースという考え方から、取引回数、取引株数を基準といたしまして、ある程度の大きさの取引を年間行なっている方の株式の利益については課税をする。さらには上場をいたします際に生ずる利益につきましても、一定の条件のもとに課税するというような各種の規定を設けておる次第でございます。

○渡辺武君 ちょっと抽象的でよくわからないんですが、たとえば、所得税法の施行令の二十六条を見ても、個人の株の譲渡の場合ですね、

まあ継続的に取引されておるといことが条件なんでしょうけれども、一年間に五十回以上の売買が行なわれて、しかも、まあ一回に二十万株以上というのが条件になっていると思ひますが、そういうような形でもうちょっと詳しく言っていたきたいと思ひます。

○政府委員(大倉眞隆君) ただいま御指摘の、いわば営業に近いと申しますか——タイプの継続的な取引から生ずる所得につきまして課税をいたします基準はおっしゃいますとおり、所得税法施行令第二十六条に規定いたしております。その二項におきまして、その「売買の回数」と、これ年間でございます。年間回数が五十回以上である、また売買をいたしました株数または口数の合計が、これまた年間でございますが、二十万以上であること、ということ、こういうふうな大量あるいは多数の回にわたる取引から生ずる利益につきましてはこれを課税をいたす、そのように規定いたしております。

○渡辺武君 所得税法にそういう形ではっきり法律として定められているのですけれども、この法律の施行状況ですね。一体これで税収がどのくらいあるのか、その他の施行状況ちょっと教えていただきたい。

○説明員(磯辺律男君) 国税庁のほうで統計をとっておりますけれども、ただこの株式の譲渡による売買益その取得がどれだけあったというふうな、そういう個別的な所得の内容についての統計はございませんで、遺憾ながらどれくらいかというところは申し上げることはできないのでございませうけれども、ただ、税務署、国税当局といたしましては、こういったことを不当に免れまして、そうして譲渡をした売買益に対して課税されずにおるといようなことのないように、第一線を督励しておりますし、また、私どもが第一線のいろいろな営業実績の報告等を聞きますと、かなりこういって大口の売買所得については課税されておるといことは申し上げられるかと思ひます。

○渡辺武君 たとえば、件数がどのくらいあつて、そして納税額どのくらいかというふうなことわかりませんか。

○説明員(磯辺律男君) まことに申しわけございませんで、そういった統計とっておりませんのでお答えできません。

○渡辺武君 いや、そういう状況ではこれは非常に不確かな話ですね。法にも定めてあるわけでしょう。しかも、最近では、やっぱり株式売買の回転率というのが非常に高くなっていると思うんです。私が簡単な形で試算してみますと、東証上場株式の一年間の回転率、昭和四十二年には三・四・七八%でしたが、四十六年には五二・七%、四十七年には八〇・七%というふうな、回転率は非常に高くなっているんですよ。だからい言ったように、年間五十回以上の株の売買、しかも二十万株以上と、こういう大口の取引で、しかも、一年間に相当ひんぱんに売買をして、そうして非常にたくさんさんの売買益をふところに入れていくという人たちがたくさん出てきていることは、これは当然のことだと思ひます。ところが、それについて確たる統計さえもないというふうなことでは、どういふことになりますか。法律を定めておきながら、その実施について何らの責任を負っていないということになるんじゃないでしょうか。実際にどのくらいの税収があるものですか。概略でもいいですよ、おっしゃってください。

○説明員(磯辺律男君) 渡辺先生御指摘の点はまことにございませうと思ひますけれども、御承知のように、所得税の課税状況につきましては、利子所得であるとか、あるいは配当所得、不動産所得、そういった所得の種類ごとについて分類して税務統計をとっております。この場合に株式の大量の売買によるところの所得につきましては、いわゆる事業所得であるとか、あるいは雑所得というふうなかつこの所得の中に入るわけでありませうけれども、ただ、その事業所得とか雑所得の中に、株式の売買だけについての所得が幾らかというふうな細分した統計はとっておりません。

ので、申しわけございませんけれども、そういう統計は手元に持ち合わせてございません。

○渡辺武君 私どもは、最初に申しましたように、有価証券取引税、これは流通税ですから、これだけでは現在の異常な株の投機、これについて適正な課税が行なわれているとはどういって考えられないですね。やはりこの取引税を分離して、分離してというおかしなことですけれども、並行して、この株の売買についての課税所得については、法人、個人を問わず相当高い課税をすべきだと、これはもう世論だと思えますね。ところが、その制度さえもない。しかも、所得税のほうの中に原則非課税ではあるけれども、しかし、大口の個人の取引について課税をいたしますというのがちゃんと条項でもって盛り込まれていて、しかも、その実施について、責任のある実施もやらないというふうなことでどういふことになりますか。いまおっしゃった御答弁聞きますと、それじゃ架空名義でもってやっている場合は全然捕捉できないということになりやしませんか、どうですか。

○説明員(磯辺律男君) 先生御指摘のとおり、株式の売買による譲渡益というものの課税というのは非常にむずかしい問題がございます。一例としましては、先生ただいま御指摘のように、架空名義による取引、こういったようなものを捕捉するというのは非常に困難な問題が多いわけでございます。しかしながら、その中で、特に大口であるというふうなことで、その脱税の悪質なものにつきましては、最近新聞紙上等でござらんになったかと思ひますけれども、査察ということによりまして強制調査をするというふうなことで、私たちは鋭意そういった大口悪質な脱税が行なわれておりました場合には、それを捕捉するために努力しているところでございます。

それから、ただいま申し上げましたように、株式の譲渡による所得がどれだけかというその統計はございせんけれども、しかし、私どもの第一線といたしましては、鋭意そういった所得を把握

するために努力いたしておりますし、それからまた、先ほど申しましたように、各第一線のいわゆる優良事績の検討会等をいたしますと、その中でかなり大口の有価証券の売買による所得を把握したというふうな事例が数多く含まれております。ですから、統計はございせんけれども、私どもとしては、その把握について非常な努力をやっておりますというところは申し上げてよろしいかと思ひます。

○渡辺武君 努力している、努力しているとおっしゃいますけれども、たとえば、これは私しろうとまでは言えませんが、簡単に計算してみますと、四十七年の一年間で、一日平均の売買高を見ますと、三億二千七百万株です。べらぼうな株が一日平均で取引されているのです。特に、昨年の十一月を見てみますと、一日平均十億株です。たいへんな投機が行なわれていると見ていい、異常株高ですよ、これは。それについて、これは個人が大口の取引をやっている可能性は十分あるわけですから、だから、あなた方、いま鋭意やっておりますと申すけれども、当然この点については十分に調査をして、そうして課税源を捕捉して、適正に課税する、やるべきだと思う。その点どういふような捕捉のしかたをやっておりますか。

○説明員(磯辺律男君) きわめて大口な事案につきましては、これは私どもの調査査察の立場としましては、いろいろな各種の情報等を集めまして捕捉しております。それから、一般の事案等につきましては、やはりこれはどういふような方法でと言われましても、ちよつと答えにくいわけでございますけれども、税務署員としては、いろいろな資料を総合したり、あるいは各種の情報を集めることによって、その実体をつかんでおるということと申し上げていいかと思ひます。繰り返して申し上げますけれども、非常にこういった有価証券の売買による所得の把握というのはむずかしいわけでございますけれども、第一線の職員はそれを捕捉するために一生懸命やっておりますということだけは申し上げてよろしいかと思ひます。

○渡辺武君 捕捉困難だ、困難だと言ふけれども、中小企業なんかの場合には、ずいぶんきびしい捕捉のしかたをしているでしょう、推計課税などの方式をとつて。ところが株の売買になると、いわば不労所得ですよ。それについて、そんな甘い立場では私はいかぬと思うのです。やはり捕捉のしかたをもつと研究すべきだと思う。特に架空名義の取引について、鋭意そういうことのないようにつとめると言ひますけれども、一体株屋さんの店頭で架空名義取引についての注意事項が公示されておりますか、どうですか。

○説明員(磯辺律男君) 私どもの知る範囲におきましては、たとえば、銀行預金等につきましましては、架空名義による銀行預金というものはやめてくれというところは聞いておりますが、証券につきましましては、あまり聞いておりません。

○政府委員(坂野常和君) 証券の営業をやっている上で架空名義というのは二つの問題がありま

す。一つは、やはり証券会社と顧客の間に証券関係の事故を起こさないために正確な名義を使つてもらうということ、証券業協会ではこれは指導をしております。私どもも行政の立場からそういうことをやかましく言つてきております。

もう一つは、税の問題に直接関係はございせんけれども、やはりそういった税のほうの関係もあつて、かつて架空名義が税務上の問題になった時期もございまして、それ以来架空名義は使われないようにというふうな指導方針を出しております。

○渡辺武君 預金については無記名預金の場合です。無記名定期預金の場合です。この場合は、銀行にちゃんとお客さんに見えるように、無記名の定期預金の場合は、あとで困ることが起こりますというふうな趣旨のことが、ちゃんとお客さんの目にわかるように公示されているわけですよ。株屋さんには、その架空名義の株の売買についてそういう公示が行なわれていないのでないですか、どうですか。

○政府委員(坂野常和君) 証券業協会の自主規

制でそれを行なうというルールになっております。

○渡辺武君 ルールになつていて実際行なわれていないのはなぜですか。

○政府委員(坂野常和君) 行なわれていない場合は、これは証券業協会の取りきめ違反でありまして、そういうことは許されないといたつてまであります。

○渡辺武君 そうすると、今後それ徹底させますか。

○政府委員(坂野常和君) これまでもかなりやかましく言つてまいりましたし、今後ともこの点は徹底していきたいと思つております。

○渡辺武君 それから、先ほどのあの所得税法の施行令の第二十六条——これはいろいろ話散らすとややこしくなりますから、二十六条についてだけ伺ひますけれども、捕捉が困難だと、それで、第一線の調査官が一生懸命調査していると、こういうことを言つておられるけれども、もう少しやはり合理的な捕捉のしかたを考へるべきじゃないかと思ひます。その点、何か検討したことありますか。

○説明員(吉田富士雄君) 株の捕捉の問題でございますが、特に、五十回、二十万株という押え方でございます。御案内のように、二十万株のほうはまだまだそれはわりあい簡単ですが、一回をどうやるかという点が一番いつも第一線で争ひになつております。と申しますのは、一回というのは、委託契約一回ごとということになつております。実際の取引では、一回注文委託いたしました、それが現実問題としては何回にも分かれて売買されている場合が多いようございまして、その場合に、処理といたしましては、それぞれの売買によつて売買報告書が出ておりますが、一回という注文グループ、それをどうやって押えるかという点が必ずしも売買報告書だけでは押え切れないう点がございまして、そこで注文伝票を一回というところまでまとめて何か押える方法はないか、いろいろ証券のほうと御相談しております。

して、総括注文伝票というものを新しく——これは法定資料じゃございませんけれども、お願いして、それを実施したいということで検討しております。

○渡辺武君 とにかく法律はちゃんとあるわけですから、だから、それをどう厳格に施行するかという問題なんですよ。

それで、たとえば、何でしょう、この株式の配当金を五万円以上出した場合には、これはちゃんと会社から報告させるわけでしょう。さっきさういうふうにおっしゃっておられた。それと同じことだと私は思いますよ。証券会社にこの、何です、五十回以上、二十万株以上、相当大口ですから、これはわかるはずですよ。これについて報告を義務づけたらどうですか。

○政府委員(大倉真隆君) 制度といたしまして、ただいまおっしゃいましたような方法も、今後キャピタルゲイン——個人の株のキャピタルゲインの課税を研究いたします場合に、当然私もいろいろ研究すべき問題であらうと考えております。ただ、現在の二十六条のもとにおきまして、どの程度までの資料を法定資料として求めることが妥当かどうか、これにつきましては、なお研究すべき問題があるかと思ひます。たとえば、年間一人当たりのという規定でございますものですが、どういふお店を使うとか、どういふ会社へ行くとかということをすべて通じての年間でございますので、店当たりないし証券会社の企業当たりというものがどの程度のことまでできるか、またそれが、率直に申し上げて、証券会社としての過重な事務負担になる危険はないかというふうなことをあわせてなお研究をいたしてみたい、かように考えております。

○渡辺武君 とにかく、五大証券がもうほとんど株の取引については独占的な地位を持っているわけですから、大体その五つの会社を通じてやられていると見て差しつかえない。小さな会社もありますけれども、こういうひんぱんな大口取引ですね、これはあんだ五つの会社押さえれば、ほ

んどもうわかるというふうな、まことに単純明快な事態になっていると思うんですね。それについて、しかも、株の売買でもつてたいへんなものをあげておられる。けさの新聞にだつて、証券会社大もうけあげているといっているわけだから、だから、所得税法にきまつている個人の大口取引について報告義務を課して、それで事務負担がふえて困るだらうなんというわけじゃないですか。

必要は少しもないと思う。やりなさいよ。これは国民ひとしくそう思っているんだから。毎日毎日あなた働きの来て、一生懸命かせいで、あなたこの物価の値上がりのおりに、一家をささえることができないような賃金でもって苦勞して生活している人たちが所得税取られて困っているんだ。一方では株の投機をやつて、べらぼうなもうけをやつて、あなたの方の捕提が甘いために、いかげん脱税していると見られている。それについてきびしい態度で臨まなくてはどうか。しかも、これから先、法を新しくつくれというんじやない。もうすでに所得税法に例外規定としてちゃんと定められているそのことについてさえ、責任を持って実施しようとしていない。そんなことでどうしますか。やるおつもりがありますか。

○政府委員(大倉真隆君) 渡辺委員御指摘の御趣旨は十分わかつておるつもりでございますが、先ほど申し上げた点、なお技術的に申し上げれば、特定の株数で切りますと、その株数以下に取引を分散するということはもちろんあるわけでございます。それから、特定の企業だけから要求いたしますと、資料要求をされない企業のほうへ取引が動いていくという問題もあらうかと思ひます。その辺を十分考えました上で、具体的な案が、どういふ案が一番いいかどうか、なお研究をさせていただきます、かように思ひます。

○渡辺武君 なお、この問題については私幾つか伺いたい点があるんですが、これは大臣がおいでになつてから伺いたいと思ひます。それで、次に少し伺いたいのは、いまの株式投機ですね、これはもう悪いということば、いろいろ

な立場もあるけれども、しかし、まあおそろく世論の一致しているところだと思ひますね、過度な株式投機。これについて、これを押えるのにどうしたらいいのかということば、どんなふうにかえておられますか。

○政府委員(坂野常和君) 株価が異常に高い、しかも、短期間のうちにきわめて高い水準に上がったということにつきましては、第一に、わが国の株式市場の持つ構造的欠陥があげられます。これは戦後ずっとそういう傾向が続いておつたんです。機関投資家の株式売買というものがあまり活発に行なわれないう、銀行等は早くから株を持っておりますけれども、これは必ずしも収益目的というのではなく株を持っておりますので、市場の株式は機関投資家に吸い上げられることはあつても、それが出てくるという傾向が少なかったわけでありまして、そこへもつてまいりまして、一昨年、昨年のいわゆる過剰流動性というふうなことから、大量の株式がさらに機関投資家に上がり込んだというところから、市場の浮動株は著しく減少しております、こういう状態でございます。と、ちよつとした買いが入つてとんど値段が上がる。しかも、その上がり方が、いわゆる連続して上がるのではなくて、急速に飛び上がつていくというふうな現状になっております。したがって、基本的にはこの構造が直らない限りは、なかなかわが国の株式流通市場が、いわゆる正常化という方向にはいきがたいというふうに思っております。

その方法であります、これはやや時間のかかることであります、機関投資家がもう少し売り買いをするような、そういう環境になるかどうかという点と、それからもう一つは、株の新規供給、すなわち増資がどの程度行なわれるかということにかかつておると思ひます。その増資も、現在のような五十円額面でありながら、時価発行するといふ増資の方法では、たとえ五百円資金調達をいたしましても、時価が五百円の株につきまして五十円しか資本はふえないわけでございます。

こういう方法ではなかなかむずかしい。理想的に言えば、無額面による時価株発行というふうなことが行なわれれば、かなりそういう点は改善されるのではないかと。それから第三に、そういう市場におきまして証券会社の営業の問題がございまして、浮動株が著しく減つておりますので、価格は非常に上がりやすい傾向にありますので、そういった市場での営業、昨年私どもが非常にやかましく注意をいたしました法人営業を主体とするようないき方をしております、ますますそういう傾向を増すわけでありまして、その辺についての証券会社の営業態度の自粛といひますか、長い目で営業をしていくというふうなことが肝要であらうということ、行政の方針としております。

○渡辺武君 まあ過剰流動性あるいはまた株の供給が案外少なかったというふうな問題については、ちよつときよりは時間もないので、議論は差し控えておきますけれども、いまおっしゃつた株の時価発行の問題ですね。私は、このやり方にいまの異常な株高、あるいはまた株の投機、これの一つの大きな原因がありはせぬかという感じがしますけれども、その点どうですか。

○政府委員(坂野常和君) 確かにそういったことが関係がないとはいへないと思ひます。ただ、それが直接株高の原因になつたわけではないんじやないか。私どもは、やはり株高の原因は、先ほど申し上げましたようなことがあつて、その株高に便乗してと言つては言い過ぎですが、株高を利用して額面の株式の時価発行ということが行なわれた。したがって、配当負担ということから考えますと、非常にコスト安になります。そういうことが時価発行を盛んにした。時価発行を盛んにしたことが、間接的には株高に影響した、こういうふうにかえております。

○渡辺武君 アメリカの機関投資家が、日本の株式に投資をして、そうして日本のこの株高というのは、アメリカその他の諸国にない異常な変動ぶりだといふようなことを言つておつたのを、私新聞で読んだことがあるんですね。この日本の特

殊性ですね、一体どこにあるとお考えですか。

○政府委員(坂野常和君) 一番の特殊性が、先ほど申し上げました機関投資家の売り買いが、まあ買いは大いにこのところあったのですが、いわゆる株が高いと思えば売り、安いと思えば買うという、そういう動きがないということ。ロンドンやニューヨークの姿を見ておられますと、やはり機関投資家が大きく動きまして、それによって株価というものが程度調整されていく。個人投資家はむしろそのあとからついていくという現状、大ざっぱに言うところという現状だと思えます。わが国の場合はそうでなくて、機関投資家はいろんな理由から株を集めますけれども、株が高いからといってそれを売って、価格の平準化を求めるというような態度はほとんどないわけでありまして、したがって、非常に株価が上がりやすい、これが構造的にわが国独特の株式市場の構造だと私は承知しております。

○渡辺武君 そういう事情もわからないことはないんですけども、私、率直に申し上げたいのは、やっぱり日本の新株の発行のやり方ですね。これが従来は額面で発行する。したがって、株主にとってみれば、額面で新株を応募して持っている、それは株の市場価格とはたいへんな開きのある価格ですからね。だから、大きな増資プレミアムが株主のふところに入るという仕組みがございまして、これはまさに私は、日本の特質だというふうに思っておりますけれども、こういうような仕組みが依然としてある場合には、これはそういう仕組みのない場合の株価の形成とは違って、いわば利回りの採算だけで株価が形成されるということじゃなくて、株の額面と市場価格との違いからくる大きないわば投機利潤といつてもいいような、それがすでに織り込まれて株価を形成していくと、こういうことになるんじゃないでしょうか。この辺に大きな一つの理由があると思えますが、どうですか。

○政府委員(坂野常和君) 額面、しかも、株主割り当て制度が長く続いておりますのでございまして

が、これも一種独特の株式市場の構造に影響したことは事実だと思えます。しかし、額面制度、しかも、株主割り当て制度、これが続いておりますが、時代は、その当時としてはかなり大きな増資があったわけではございまして、これは三十六年でございまして、当時増資で九千四百六十四億円とありますが、その当時としては非常に大きな増資があった。そのあと、御承知のとおり、三十七年、八年、それから四十年の不況というものがつづいてまいりました。その間、額面制度のものが株高を形成、株高になつていっている一番の理由だということではなくて、むしろ流通市場の構造が株高に大きく影響しておる、私どもはそういうふうに考えております。それがわが国独特の株式流通市場の構造である、こういうふうに考えております。

○渡辺武君 あなたのおっしゃること別に否定するわけじゃない。そういう要因も確かにあるでしょう。あるけれども、それを増幅する要因として、やっぱり額面新株の発行による増資プレミアム、これが株主にたくさんあつて、これが株価の中に織り込まれて非常に暴騰していくという事情があることは、これは否定できないと思うんですね。うなずいておられるんじゃないでしょうか。私にも反対じゃないかなというふうに思いますが、さういふ点、いま行なわれている時価発行のやり方を見てみますと、私は、そういう株の暴騰、暴落を増幅させる仕組みの上に、いまの株の時価発行というものが行なわれているんじゃないかという感じがしますけれども、その点どうですか。

○政府委員(坂野常和君) やはり、先ほど申し上げましたように、時価発行が無額面の場合と、額面の時価発行する場合と、これはえらぐ違ひがあると思います。特に、いまのような額面の時価発行いたします場合は、発行会社にとくさんのプレミアムが入るわけでありまして、これはもとより株主勘定でありまして、決して発行会社がそれを利益として考えるわけにいかないものでありますけれども、

も、しかし、巷間伝えられるところによると、それを利益の一部のように考えておる経営者があるというふうな話が出ております。これはたいへんな間違いだと思えます。したがって、逆に、いまの制度で時価発行を行ないます場合は、株主にそのプレミアムをどう還元するかというところを長期の計画を立てまして、十分そういう計画にたえていけるような発行会社でなければ、この制度で時価発行するということは非常に問題であるという感じがいたします。

○渡辺武君 その点さらに加えてということになるのかと思いますが、私、こういう点も大きな理由になつてやせぬかという感じがするんです。それはいまの時価発行のやり方をとつてみますと、増資の分全部が時価発行になつていんじゃないやう場合がほとんどですね。

それからもう一つには、会社が時価発行をやる場合に、あらかじめこれを株主に周知徹底させるというやり方をとらぬ、発行のときに初めてこれを発表する、こういうことが行なわれているんですね。そういうことをやりますと、そうすると増資新株のうちの一部だけが時価発行で、あとは額面で発行されている、そうして増資プレミアムが入ってくるという条件がありますから、だから、時価発行の株もそれに応じて非常に高く時価がついてくるという関係になつてくる。しかも、それがあらかじめ発表されているならば、これは長期の利回りの採算で大体そろばんをはじいて幾らぐらいいいというところはわかるでしょうけれども、時価発行の新株を出すそのときになつてから、これこれの額については時価発行だ、こういうことを発表されては、株主の立場からいって、利回りの採算のそろばん勘定をはじきようがない。そのことがいまやはり時価発行の新株が異常な株高を形成する。また、この異常な株高を形成するため、いろいろな形で株の操作をやる。協同飼料ですか、あの例は私は氷山の一角じゃないかなというふうに思いますが、大証券会社までがそ

ういう株の操作に加担してああいう事態を引き起こしているというふうなことが行なわれると思うのです。この点をどういうふうな解決なさるか、これを伺いたいと思ひます。

○政府委員(坂野常和君) 言われますとおり、旧株主を優遇するというところからいへば、ほんとうは株主優先の制度、株主にまず公募の割り当てに必ず優先的があるかどうか聞いて、あればこれを優先的に扱うという制度をとれば、旧株主保護といひますか、優遇といひますか、そういう面からは非常にうまい制度であるわけでありまして、これは増資の手続上かなり長期間を要しますが、で、なかなかその制度が実行されません。したがって、いま、その次に行なわれますのは、いま言われまして、一部株主割り当て、それから、一部公募という形で、旧株主もある程度のプレミアムを得る、それから、会社のほうも公募によってプレミアムを得ると、こういう行き方をとつておるのが現状かと思ひます。

そういうことになりまして、いま御指摘のようにまだ慣行も確立していませんので、発行会社のほうも、それから、払い込む投資家のほうも、幾らのコスト、どういうコストに持つていったらいいのかということがはつきり計算できないようになっています。これはもう少し年月をかけてそのプレミアム還元ルール等が確立してまいりますならば、あるいはすでに株主に還元した実績もふえてくるならば、そうしたコストもはつきりしてくるわけでありまして、いまのところはまだそれらが不十分である。不十分であるだけに、よほど慎重に時価発行というものをしほつていかなければならない。これが最近、証券界等が考えております考え方です。昨年の十二月から時価発行のルールをつくつておりましたが、さらに今年の四月からそのルールを厳格化したしまして、発行会社の質的基準、どういう発行会社が発行ができるかという点について、その質的な評価をいたします。また、その個別銘柄の増資額は、資金の使途、

それから収益性、それから市場における需給関係、その会社の資金繰りとか、資金計画、これをやかましく見まして不要不急のものとか、あるいはいわゆる流動性のあるような会社は極力これを遠慮してもらうようなことになっております。

またその消化につきまして銀行とか、事業会社に片寄った消化、これを是正していく。あるいは発行額が過大に流れないように、また間隔があまり密にならないようにというようなことをやっていく。さらにまた、たゞいま御指摘のように協同飼料事件のようなこともありまして、アンダーライターは企業の財務内容の確な把握、そして株価の価格形成につきまして、これがフェアに形成されているということを十分把握しなければ、引き受けをやらせないというようなこと。これら新しい基準として申し合わせをつくりまして、すでに実行しております。新年度の第一四半期から七月、八月ごろまでの時価発行について相当厳格な態度で臨んでおります。その結果といたしまして、時価発行の予定額が大幅に減少いたしました。たゞいまのところの本年四月六月の発行予定額は千二百四十億程度ということでございます。ちなみに一三月は二千二百億円であったわけがあります。

○渡辺武君 それからもう一つ、いまのやっぱり異常な株高、株式投機を促進させる要因として、やっぱり証券業界がほんの四つくらいの大証券会社によって、いわば独占的に握られているというところにあるんじゃないかという感じがしますが、その辺はどう考えておられますか。

○政府委員(坂野常和君) この点につきましては、昨年の証券取引審議会において問題が出たところでありまして、一つは、中小証券の育成、それから一つは、いままではありませんが、あまりそういう独占的な状態が続くならば、新しい引き受け会社等を免許してはどうだという、いわゆるニューカマー論等があります。しかし、そう

いった全体の方向のほかに、具体的に大きな証券会社が市場を支配できないような、そういうルールをつくっていく必要があるということ。ごく最近それをいまいちルール化しようと思っております。ごく最近ルール化ができれば予定であります。その内容は、やはり大証券の自己売買と、それから委託売買の執行のやり方であります。

従来、大きな証券会社はたゞさんの注文を取ってまいりますので、それらを一件一件市場に流してつないでおくということが、物理的にも時間的にもなかなかできにくいので、まとめて一挙にそれを執行するという、いわゆるクロスという方法をとっておたわけでありまして、このクロスの価格をどういう価格で行なうかということが、大証券会社の営業利益と密接なつながりを持つておたわけでありまして。

そこで、このクロスの価格はやはり市場の価格に従うべきである、人為的な価格をつくりまして、それでクロスをするということは一切許さないというルールが一点であります。もう一点は、規模の大きな証券会社の自己売買のやり方です。自己売買は新値を形成してはいけないというルールであります。新値と申すのは、その日の朝からできている値段で、買の場合一番高い価格、売の場合一番安い価格というのが限度になりまして、自己売買によって新しい価格を形成してはいかぬ。まだほかにも若干こまかいことがございますが、そういうことで、いままではやってまいりました大証券の市場における支配力を削減すると申しますか、市場の価格形成をよりフェアなものにするか、そういうことをいま検討しております。ごく最近においてこれをルール化したいというふうに考えております。

○渡辺武君 なるほどそのルールも必要ではないと言わなければならないですけれども、やはり問題は、市場支配ができるような体制そのものを改めていくということが必要じゃないでしょうか。たとえば、日本の証券会社、これは総合証券です。

株の引き受けもできる、いわばアンダーライターとしての機能を一面で持っております。同時に、また株のブローカーもできる、また株のディーラーもできる、こういうことになっているかと思うんですね。そういう仕組みがあつて、それをそのままにしておいて、いま言ったような、いわば道徳律みたいなものを、これをやらせようと思つたつて私は無理だと思ふんですが、どうですかその辺。

○政府委員(坂野常和君) いま申し上げました自己売買とかクロスの執行方法は、ブローカーとディーラーをセパレートするという思想から出ております。セパレートという意味は、これを会社を分けるということではなく、それを兼務しておつても、価格形成上それが公正な価格形成につながらないという、そういう遮断方法であります。したがつて、自己売買を規制するとか、大口の委託注文を一括して執行するときの遮断方法として考えておるわけでありまして。

もともとわが国におきましては、お客を取るほうの証券会社と、市場で価格を調整していくほうの機能を同一人がやっておるわけでありまして、これはわが国の市場構造の一つの欠陥でありまして。しかし、現状においてこれをにわか改めることもできませんので、まずブローカーとディーラーのあり方については、先ほど申し上げたような方法をとる。もう一つは、御指摘のアンダーライターとブローカーの間の問題でありまして、これにつきましても、かなり昨年の秋以来いろいろ議論が出ております。会社を分離しなければこれはだめではないかという御議論もありまして。しかし、会社を分離いたしましたも、アンダーライター業務についてのいわゆる内部者情報をブローカー業務に使うということがございまして、かりに分離してもそれはだめだということになります。したがつて、とりあえずは、これを兼務しておつても、そのいわゆるインサイダー情報が悪用されないという、そういうたてまえを各社それぞれ大至急にとつてもらうということ

考えております。また、現にこれは各社ともその用意をいましております。それがどの程度効果が発揮できるか見きわめました上で、効果が発揮できればそれでいいと思いますが、できないときは、さらに第二、第三の方法も考えなければいけない、こういうふうに考えております。

○渡辺武君 その辺ね、たとえば、引き受け会社になる場合は、言つてみれば、その会社の幹事会社になるわけですね。その会社の資産内容、あるいはまた融資上の取引先、その他等々について深く情報をやっぱりつかむのが、これは当然のことなんです。ところが、その会社が一方でブローカーをや、一方でディーラーをやる、こういうことになれば、これはもうあなた、情報提供すると言つても、同じ会社の中ですから、当然のことながら自分の知り得た情報を持って、そうして株の売買をやるということにならざるを得ないです。これは、だからその辺について十分なやっぱり規制措置を講じなければ、これは大証券会社の自己売買による株価操作、これを何とかしろと言つてもなかなかむずかしいんじゃないかという感じがしますが、どうですか。現在の証券取引法ではアンダーライター、ディーラー、あるいはまたブローカーですね、これを一括して認可するということにはなっていないと思ひますが、どうですか。

○政府委員(坂野常和君) 免許は四本からなつておりまして、一括して免許するというたてまえにはなつておりません。しかし、現実には比較的大きな証券会社は四つの免許をみな持つておるというのが現状であります。なお、そのインサイダー情報の取り締まりにつきましては、現行の証券取引法ではやや困難な面もありますので、これは将来の問題として法律の検討をしなければならぬ。しかし、法律以外のルール、たとえば、取引上のルールとか、あるいは自主ルールというようなことでやりますれば、その抑制もできると思ひますので、とりあえずは、法律によらない方法で進めていきたいというふうに考えており

ます。

○渡辺武君 免許は各業務ごとによっておつて、

そうして、しかし、同じ会社がその四つの免許を全部取る。そして事実上やはりいわば市場支配能力を持つような事態をつくり出している。この辺を検討してみることがあるんじゃないかという感じがいたします。つまり、昭和四十一年の証券法の改正の根本趣旨が、実質上やはりねじ曲げられているということがいまの実情になっておつて、そうしてそのことが、現在のやはり株式投機

の中心に、四大証券がすわってやっていると、そのような事態の一つの原因になっているのじゃないかという感じがします。その点はきびしい規制措置をとる必要があると思うので、重ねてひとつ御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(坂野常和君) 言われますとおり、公正な価格の形式というものが阻害されるようなことがあれば、これは証券市場の一番大事な問題がそこなわれるわけでありますから、これはいかなる手段方法をとつても防がなければならぬ、そういうふうな考えです。

○渡辺武君 それから最後に伺いますけれども、この間のこの協同飼料ですね。ああいう形で大きな証券会社までがあれに加わって、そうして時価発行の株価を相当高くつり上げるために、つまり別のことで言えば、協同飼料の時価発行プレミアムを、これをたくさん積み上げるために共謀してああいうことをやった。ああいうことをやった会社についてはどういう措置をとりますか、証券会社については。

○政府委員(坂野常和君) ただいま独自の調査をしております。その調査の結果を待つて措置したいというくらいのことを考えております。

○渡辺武君 少なくとも、そういう事件を起こした会社の株の引き受けですね。その業務は当該の証券会社はやつちやいかぬというようなくらいなことをやりませんか、こういう点は、あれはたまたまあらわれたから問題になっているんじゃないか、おそらくはぜひばんやられてることじゃないか

と思ひますけれども、その辺の措置をとるおつもりがあるかどうか。

○政府委員(坂野常和君) ただいま検査当局の調査とは別に私どもが調査をしております。まだそれも完了しておりません。完了しましたら、どのような措置をとるのがいいか十分検討したいと思ひます。

○渡辺武君 現在の法律ではどういふ罰則があるわけですか、ああいうことをやった証券会社について。

○政府委員(坂野常和君) 証券会社の一部または全部の業務について営業停止処分——この期間はいろいろございします。それから、免許取り消しというところでございします。

○委員長(藤田正明君) 速記をとめて。

〔午後四時五十分速記中止〕

○委員長(藤田正明君) 速記を入れて。

○野々山一三君 証券を中心にして、大臣並びに関係各省に伺いたいと思ひます。

最初に、自社株というのは一体どういふものなんでしょうか。これをひとつ大臣にまずお答えをいたしたいのです。で、自社株というやつ、それについての性格とは一体どんなものかということについて伺いたいのです。

○国務大臣(小坂善太郎君) 証券局長から申し上げます。

○政府委員(坂野常和君) 商法で自己株、自社株の保有を禁じておりますが、法律的には、そういう自己株式のことを自社株というと思ひます。

○野々山一三君 どういふのを禁じているのございましょうか。簡単に答えてください。

で、大臣、あなたをお待ちしたので、あなたがお答えにならないなら、これはもうこの審議は私はやめにいたします。たとえば、悪い言い方ですけれども、きょう大臣になったにしたら、大臣は大臣なんですから、それは臨時なんだからというならば、総理大臣にかわつて来てくださいます。そのことについてまず見解を伺つてから、自

社株について……。

○国務大臣(小坂善太郎君) 実はたいへん失礼を申し上げました。私が申し上げますよりも、局長が答えて私が裏打ちをするほうがよりよいかと思つたのでございしますが、御要望でございしますから、私のはなはだふつつかでございしますが、申し上げます。

自社株というのは自分の社の発行する株式、それを言うのだと思ひますが、それを自分の会社で持つというのを、自社株を持つということだと思ひまして、そういうことでは実は株式を出す、発行する意味がないわけではございません。そういうことで禁じておるのであるというふうに思ひます。

○野々山一三君 何を禁じているのですか。

○政府委員(坂野常和君) 特定の場合を除きまして、その自己の株を持つこと、あるいは質に入れたことを禁じております。

○野々山一三君 そうすると、例外というのは、私は時間がないから進めなければ、株式の消却の場合、それから合併または他の会社の営業全部の譲受の場合、三番目にその会社の権利の実行にあたり、その目的を達するために必要な場合、株主の買取請求権に応じて株式の買取りを行なう場合、こういうことが例外で、いまおっしゃつたようにほかは禁じている、こういうことですか。その性格は何ですかというのを先ほど伺つたはずですけれども、お答えがないんです。もう一ぺん。

○国務大臣(小坂善太郎君) 結局、商法二百十條にございします場合は、自己の株式を取得し、あるいは質に入れたことを目的としてこれを受けることができないという意味でございしますから、性格とおっしゃいますと、何か会社自身の資本の保持のためにする制限であるというふうに考えます。

○野々山一三君 ほんとうは、禁止している理由にいろいろ書き物によりまして、資本充実維持の原則に違反し、債権者の権利を害する。それから二つ目に、株主平等の原則に違反する。三つ目に、会社経営者による投機行為が行なわれやすい

からいかぬ。それから四つ目に、投資家を欺まんする懸念がある。五つ目に、会社支配の手段として利用される。こういう理由で禁止している。こういうふうな書き物にはなっているんですが、間違ひがあるでしょうか。

○国務大臣(小坂善太郎君) そのとおりでございします。

○野々山一三君 それでは、さつそく中身、内容の問題をちよつと伺ひますけれども、予算委員会と和田君が質問いたしました三光汽船の問題です。あれによると、大ざっぱに言うとな脱税行為というふうになつておるんでございします。簡潔に内容を一ぺん国税庁で述べてください。要するに、一言にいえば、この新聞しかありませんが、三光汽船が大蔵省へ提出した四十六年度の有価証券報告書を見ると、河本社長が自株買ひは三億一千二百万円。七億余円も借金買ひをした事実はない。有価証券報告書から計算上得られる四十二年から四十五年までの四年間の同社長の配当所得は一億一千二百三十一万円にのぼる。ところが実際にまかつた申告されていない。これは脱税ではないか。というのに対して、脱税だ、この指摘の通りなら脱税になると思う。という答弁をされておる。新聞は伝えているわけですから、これは新聞だけの話。この新聞から見まして、脱税だという観点から和田君は指摘をしておるんですけれども、私正直に申し上げて、五年間、六年間、七年間の全部の申告の内容をみながら株を買つたのではないかと、借金ではない、借金の節があるわけですね。それならば、この和田君の指摘の点とはちよつと角度が違うわけですが、一体、実体は何かというのを全部こ

で調査をされたのですから、ここで述べていたきた。私は、数字を税務署から聞いていた全部持っておりますから、あなたのほうで読み上げられないならば私が全部読み上げる。そういう角度から、借金なら借金で株を買つたというなら、どこからどういふに借金をして、どうい

保証人がどういうふうになって、何を担保にしているかというふうにして買ったか、そのためにその借金の返済あるいは金利の返済、これがどうなるかということから見て、一体、自社株なのか、時間がなから自分の印象で言いますけれども、都合のいいときには自社株という、自己株という、都合の悪いときには自分のもうけだという感じがする。言います。私が読み上げますよ。

河本敏夫という人ですね。この人は、河本氏は三光汽船大株主として、昭和四十二年より四十六年の五年間の受け取り配当金は、手取り一億六千七百九十四万円になるが、この配当所得を申告していない。これは河本氏が三光汽船株式を買増したり、有償割増資の払込みに銀行借入れした場合、借入れ金利息が五年間で一億六千七百九十四万円となって相殺され、申告の必要はないが、借金の利息が年一〇%とした場合、河本氏は五年間で三光汽船株式を十六億七千九百四十万円取得したことになる。これは間違いないかという問題なんです。それに対して河本氏はこういうふうに陳述していらつしやいます。五年間のデータを準備してないが、四十六年度は三光汽船株式取得に七億六千三百六十万円の銀行借入れをした。その利息七千三百八十五万円を四十六年度配当収入七千六百三十六万円と相殺し、残りの残が二百五十万円なので、それを配当所得として申告したので、こういうふうに答えているわけです。

さらに第二番目に、河本氏は、四十六年度に三光汽船株式取得に七億六千三百六十万円の借金をしたと言ったが、昭和四十二年から四十六年の五年間の逆算借入金十六億七千九百四十万円から七億六千三百六十万円の借金を差し引いた九億一千五百八十万円は、昭和四十二年から四十五年、四年間の借金になる。この四年間で三光汽船株式を九億一千万円強取得したのか。という質問に対して、データが四十二年から四十五年までのデータを準備していないので答えられない。

査察部長に聞きたい。これだけ、私はある全容を述べたわけです。まだあります。

そこで、一体どういう査察をしたか、それから、この事件は予算委員会でも相当問題になっていますから、あなた方御存じだろうから、この事件を一体どういうふうに見ていらつしやるかということをお聞きしたい。いまの二点。

○説明員(吉田富士雄君) 河本氏個人の問題は、直税部の問題でございまして、三光汽船の問題は、調査査察部の問題でございまして、はなはだ恐縮でございしますが、最初、河本氏のお話を私からさせていただきます。

ただいま先生のお話のように、先般、参議院の予算委員会、和田先生と私のほうの江口次長とでその点につきましていろいろやりとりがございまして、ただいま先生の御説明のとおりでございます。その際、和田先生のほうからこまかいいろいろな数字を表にしてお示しになられて、江口次長のほうに、一体これは正しいかどうか、そして、もし自分の言うほうが正しいければ、脱税と考えられるかどうかというお話がございまして、江口次長からは、御案内のように、私も個別案件につきましては、守秘義務を課されておりますので、所得税法で加重されておりますものですが、個別の案件として詳しい話はできませんが、ただいま和田先生のお話の点が事実であれば、その点は脱税だと思います。こういう点をお答えしていると同時に、この案件につきましては、現在調査中でございまして、江口次長としてはお答えしております。

さらに、一般論をいたしまして、配当所得があつて、片方に借入金の利子があつた場合に、プラスマイナスすれば申告としてはどうなるかというお話がありまして、それはプラスマイナス・ゼロ、あるいは赤字の場合には、申告書としてはゼロ申告になりますというお話を、江口次長としては一般論としてしておられます。

なお、その際に、それでは内容が言えないならば、一体公表された所得の金額は、河本氏個人としては幾らかというお話がございまして、これにつきましては四十六年分は二千六百八十八万円を

所得として申告しておられますと、二千六百八十八万円——若干端数はございしますが、申告しているというのを次長はお話いたしました。その際、和田先生から、その中に一体配当所得が幾らあつて、どういう内訳かというお話もございまして、この点も全体の所得金額以外には実はお話しできないようになってくるものですが、そういう意味でお答えできないということをお断わりしてございます。

○野々山一三君 配当所得は一億九千七百五十八万円だと、私は先ほど読み上げたわけです。みなわかつてるんです。なぜここでそういうふうにご隠すんです。だから私は、それならば、過去のこの数字を全部読み上げて、あなたの認識について違ひがあるということを言わざるを得ない。それが一つ。

それから、この事件は、自己株つまり自社株なのか個人の株かということについて御認識を伺いたいんでございまして。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私も、実はいきさつをあまり詳しく存じませんが、ただいまいろいろと話を聞いております限度においては、河本氏個人が買ったものは河本氏個人が買ったものであるという認識を持ちます。

○野々山一三君 これは、三光汽船社長河本敏夫という名前で購入されたのは自社株でしょう。持てば自社株でしょう。河本敏夫という名前で買えば個人の株でしょう。違いますか。そういう意味で言うと、ことばは簡単に言いますが、調子のいいところでは自社株、自己株と言ひ、調子の悪いところでは個人の株だと言ひことは数字で全部わかっているのです。時間がなから非常に残念でございます。そこで、あとで決算報告や何かの問題についても伺いますけれども、もう少しずばりと話をしてください。時間がなから、そのことは承知の上で言ってください。

○国務大臣(小坂善太郎君) 会社で買ったのか個人で買ったのかということになると、個人の名前で買つてると個人のものだということになると思ひますけれども、一体何のために個人で買ったのかということ、それからやはりどう金銭の支出があつたのかということですね。個人の金で個人が自分の名前を株を買えば、これは自社株でも何でもないと思ひます。その目的と金銭の出た道、そういうものがやはり問題になるんじゃないかと思ひます。ただ、お断わりしておきますが、私、実はこの問題は今まで関係して調べたことがないものでございまして、私の一般論で申し上げておるわけでございまして。

○野々山一三君 これは、私はどうも数字を全部もう一回読み上げないと、どの金でどうなつたかという原因はわからないみたいな答え方をされる点は、事の本質を突かないんで、国税当局としては承知していらつしやるはずだと思ひます。聞いてるわけですから、明らかに私は、断定的にこれは商法上の違反の疑ひがあるというの、むしろ全くこの商法上の自己株というふうにか。これが第一点。それでだめなら、以下だめならちよつと休んでもらつて、数字をあなたのほうと突き合はして審議を促進する方法を考えますし、きょうはやめてあしたやるということにしてもけっこうです。

それから次に、いま申し上げたように問題点は幾つかありまして、河本社長の持ち株は三光汽船の商法上の自己株じゃないかというふうにか。河本氏の場合、四十二年から四十六年までの期間中の申告所得の中に、三光汽船の持ち株の配当所得は、ちよつと数字をやめましたけれども、全然申告しないわけですね。ごらん入れまじょうか、もう一部ありますから。おわかりでしょう。それが一つ。それから、配当所得のある人たちは、その金額の一定条件によつて、これは半年で二万五千円までは申告しなくともいい。この事件は二万五千円のはずはない。山ほどある数字は先

ほど申し上げたとおり。そういう点から見まして、申告の当然対象になるのに申告がない。これは事実。一体申告しなかった理由は、あなたの方ほうとしてはどういうように認識されておるか、そこで、先ほどおっしゃった、借金でやつたら、返済及び利子について配当から差し引いて、ゼロになればゼロ、赤になれば赤として処理される。これは税法上そうですね。ところが、あと並べます、あと質問に対する答えのいかんによつては次次に私は問題点を明らかにいたしますが、一体、自己株なのかどうかということについてどういう認識をされていらつしやるか。申告しない。株は持った。配当はもらった。どっちでしょうかという疑いができるのは当然でしょう。その点についてひとつ責任者としてお答えをいただきたい。

○説明員(吉田富士雄君) 国税のほうといたしましては、自己株かどうかは、当面の責任ではございませんが、申告につきまして一言申し上げたいと思うのですが、ただいま先生のお話の所轄税務署での公示でございますが、公示の際には、先ほど申しましたように、所得の内訳、配当所得は幾らとか、給与所得は幾らとか、そういうことは公示しておりませんので、総所得で公示しております。その所得しか表にはわからないはずでございます。その所得金額で申しますと、四十二年から四十六年までずっとプラスの申告が出ておりまして、四十六年は先ほど申しました二千六百八十八万円になっております。

○野々山一三君 そうすると、私どもが申告しますね。必ず呼び出されて聞かれますね。あなたのほうは申告があつたから、それでよろしゅうございますと、こういうわけですか、聞きましたか。聞いたかどうかというように言つたか。一体話は、先ほど私があなたのほうの尋問の記録をちゃんと読み上げたのですから、言っているにきまつてゐるわけですね。そのことについて、こんなくらしいじや足りないのだから、どういふように言つたか、ひとつ正確に聞きたい。正確にです。正確にです。どうぞ答えてください。

○説明員(吉田富士雄君) 通常の場合は申告が提出されましたならば、その際、納税相談という形で一応の御相談をいたします。さらにその後資料を総合いたしましたして、申告審議をやりまして、そこで、脱漏が多いときには呼び出しなり、あるいは御照会するなり、そういうやり方で一般にはやつておりまして、その結果、修正公示あるいは更正決定という、そういうかつこうになるわけですが、ただいま私が申しました数字あるいは内容は、これは公示価格の問題でございます。公示価格は御案内のように、総所得金額一千万円以上の方だけを一応公示しております。ただし四十五年以前は、五百万円以上の方を総所得金額として公示しております、その金額でございます。

○野々山一三君 四十二年から配当所得が河本さんにはなかったのですか、あつたのですか。

○説明員(吉田富士雄君) 先ほど申しましたように、四十二年から四十六年まで河本さんの申告総額といたしましては、普通、公示になっておりますが、その内容につきましては、私どもとしてはお話できない立場にございます。

○野々山一三君 四十二年からの配当所得、私が読み上げます。あなたが言えなくても、私は国政調査権の立場で読み上げます。明らかにいたします。四十二年には一千三百九十万円、四十三年は一千九百九十七万円、四十四年には三千七十七万円、四十五年には四千五百八十万円、四十六年には八千七百五十八万円、合計一億九千七百五十八万円、こういうぐあいなんです。ところが申告の場合には四十五年まではゼロなんです。どういふふうにお考えでしょうか。

そこで、当然の疑いとして出てくるのは、自己株なのか、自己株なのか、個人の株なのかという疑いが出てくるんじゃないやしませんか。そこで、性格づけできないければおかしいじゃないですか。われわれなら月給から取るでしょう。国民なら月給から取るでしょう。それで、しかも、申告したらやれどうだとおっしゃるでしょう、徴税効果を高めるために。私がわかつて、

あなた方がわからないはずはないでしょう。それであな方は、予算委員会では二百五十万円だけが云々ということ、最後に決算をしたら二百五十万円だけが脱税と、こう言われた。膨大な額ですよ、これは。これを逆算してみましようか。これを、かりに年七%の金利であつたとするならば二十三億九千万円、五年間で借金していることになるでしょう。かりに八%の金利だったら、二十億九千九百万円強です。九%だったら、十八億六千六百万円強です。一〇%だったら、十六億七千九百四十万円。ところが、先ほど申し上げた数字からいくとゼロであるという理由の借金はどう考えても七億六千万円強です。そしてまたさらに出てくるのは、先ほど申し上げたように、借金で差し引いた額と、借金というものの間に差がございます。十六億七千九百四十万円から、借金は七億六千三百六十万円、したがって、九億一千五百八十万円というものの差がある、それは準備しておりませんので答えられません、税務署に述べられたんです。これは一体どういうことなんでしょう。その答えいかによつては順々に問題がありますが、ちつともあなたが答えられぬから、わしからしやべる。こんなことを何でしやべらなければならぬのか、何で私のほうからしやべらなければならぬか。秘密というなら、個人の秘密なら何でもいというなら、何でもやりましようか。そのことを許すのですか。大臣、その見解を承りたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) 秘密と申しますか、役所としてやり得る業務の権限がございまして、この権限を越えて公開の場であつていいことと悪いこととあるわけでございます。これが告発でもされ、法律的な問題となりまして、法務省の問題になるという場合には、これは別でございますが、行政官庁としてやれば申し上げにくい、申し上げてはならない業務権限の範囲というものはあるというふうに考えております。

○野々山一三君 申し上げてはならないというのだから、それじゃ、私が申し上げた数字は違ひますか、違ひませんかということを言っている。イエスカノーかと答えてください。

○国務大臣(小坂善太郎君) また、国税庁のほうから申し上げますけれども、国家公務員としての職務権限の範囲というものがございまして、公務員が職務上知り得た秘密というものは漏らしていけないものは漏らしてならぬということがあつてございまして、野々山委員におかれまして、その点ひとつお含みを願いたいと考えておる次第でございます。

○野々山一三君 問題は、本論から離れますけれども、秘密問題については、私は法務委員会でも何回も議論をして、いま大々的に改革をしている最中なんです。御存じです。国家公務員の秘密、百条にかかわる問題については、いまあなたから御講義をいただくまでもなく、あることはわかりますが、その内容についてはいま内閣官房でも、各省でもいま集まつて根本的に大改造いたしますというふうになつてゐるのです。

そんなら私はあらためて秘密を要求いたします。委員長、善処してください。

○委員長(藤田正明君) 速記をとめて。

〔午後四時四十五分速記中止〕

〔午後五時五十三分速記開始〕

○委員長(藤田正明君) 速記入れて。

大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(小坂善太郎君) ただいまの野々山委員の御質問にありました、河本氏及び三光汽船など、これに関連する案件については、国税庁としてあらゆる角度から厳重な調査を行ない、適正な処理をいたします。

○野々山一三君 正直申し上げて、全く質問の入口でお答えがないという事態なので、調査をするというのでありますから、私は、本件についての質問は保留をして、次の機会に譲ることになります。どうかひとつ、たいへんいろんなところで審議されておる状況を見ても、全く正直言つて中身に入れないうちに終わつてゐるという

か、違ひませんかということを言っている。イエスカノーかと答えてください。

○国務大臣(小坂善太郎君) また、国税庁のほうから申し上げますけれども、国家公務員としての職務権限の範囲というものがございまして、公務員が職務上知り得た秘密というものは漏らしていけないものは漏らしてならぬということがあつてございまして、野々山委員におかれまして、その点ひとつお含みを願いたいと考えておる次第でございます。

○野々山一三君 問題は、本論から離れますけれども、秘密問題については、私は法務委員会でも何回も議論をして、いま大々的に改革をしている最中なんです。御存じです。国家公務員の秘密、百条にかかわる問題については、いまあなたから御講義をいただくまでもなく、あることはわかりますが、その内容についてはいま内閣官房でも、各省でもいま集まつて根本的に大改造いたしますというふうになつてゐるのです。

そんなら私はあらためて秘密を要求いたします。委員長、善処してください。

○委員長(藤田正明君) 速記をとめて。

〔午後四時四十五分速記中止〕

〔午後五時五十三分速記開始〕

○委員長(藤田正明君) 速記入れて。

大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(小坂善太郎君) ただいまの野々山委員の御質問にありました、河本氏及び三光汽船など、これに関連する案件については、国税庁としてあらゆる角度から厳重な調査を行ない、適正な処理をいたします。

○野々山一三君 正直申し上げて、全く質問の入口でお答えがないという事態なので、調査をするというのでありますから、私は、本件についての質問は保留をして、次の機会に譲ることになります。どうかひとつ、たいへんいろんなところで審議されておる状況を見ても、全く正直言つて中身に入れないうちに終わつてゐるという

のは、調査もしているはずなのにしていないという印象が非常に強い。だから、大臣のおっしゃる通りに厳重に調査するということでありますが、これはしっかりと受けとめて善処してもらいたい。それこそ善処じゃなくて、調査してもらいたいというのが私の希望です。なお、この際、申し上げておきたいのは、私は三光汽船問題だけを問題にしているのではなくて、このごろ各委員からも御指摘のありましたように、株式投機という問題が非常に社会的な問題になっているということにかんがみて、ひとつ政府としても、企画庁としても、そういうことによつて起る大衆投資家の利益がそこなわれる、あるいは大企業が独占をするというようなことのないような処置を、この際、特に留意して対処してほしい。これが、私の保留はいたしますけれども、注文としてつけておきたいと思ひますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長(藤田正明君) 野々山君の質疑につきまして、後日調査事件としてこれを取り扱います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○多田省吾君 私、三法について大臣に、時間もございせんので、ほぼ一、二問ずつお尋ねしたいと思ひます。

最初、有価証券取引税に関連しまして、いわゆる有価証券の譲渡益、すなわちキャピタルゲインの課税については、個人の分については、アメリカやイギリスは実施しているにもかかわらず、わが国においては実施していないわけですね。所得税法第九条には、一項から二十二項に至るまで、非常に数多くの非課税所得が規定されておまして、個人の有価証券の譲渡益もこの中の第十一項にあげられております。これらの数多い非課税所得の大部分というのは、生活保護などのための給付とか、あるいは恩給遺族年金等の社会保障的政策の配慮によるものあるいは小学校、中学校等の児童の預貯金の利子とか、あるいは慰謝料等のように、担税力の乏しい者あるいは出張、

転勤等の実費弁償的なもの等、こういったものがやられていてございまして。ところが、この個人の有価証券の譲渡益につきましては、ばく大な利益をあげていても、それがいわゆる五十回以上とか云々という、営業的なものでない限りは非課税所得として扱われる。これは所得税の基本的な精神から考えて、担税力が過分にありながら、いろいろな事務執行の面、あるいは行政上だけの便宜の上から非課税所得とすることは非常に適当ではない。しかも、この所得税法の中にこういった規定をすることもおかしいんで、これはもう当然そういう規定を、もしするんだって、これは租税特別措置としてやるべき問題でございまして。まあそれはよくとしまして、大臣として、やはり今後はイギリス、アメリカのように、こういった非課税措置という重大な問題を、やっぱり課税するほうに向けていくべきではないか。

それからもう一点は、今度国税庁で、いわゆる営業上年間五十回以上で、しかも二十万株以上の所得として、まあこのたび一件、戸栗社長、こういった問題をいわゆる脱税として強制調査したようございまして、こういう問題も調査すればもともと多量にないかと思う。大臣として、このキャピタルゲイン課税の問題についてはどのように考えておられるかですね。

○国務大臣(小坂善太郎君) 個人の有価証券の譲渡による所得につきましては、ただいま御指摘のように、有価証券市場を育成するという見地と、譲渡損の問題など、執行上の理由もありまして、昭和二十八年以来原則として非課税の扱いをしておるわけでございます。御指摘のように、この非課税措置については、税負担の公平の見地から疑問があることは、私もよく承知をしております。税制調査会にも審議をお願いいたしまして検討してきたところでございまして、一般的に課税対象とするのは、その前提条件がまだ整理されているとは言えませんが、譲渡損の問題等かえって負担の不公平を招く結果ともなりかねませんので、この問題については、今後引き続き検討を続

けてまいりたいと思ひます。が、しかし、多田委員の仰せのことは私どももよく理解せられるところでございます。

○多田省吾君 それは、いわゆる譲渡損——キャピタルロスにつきましては、アメリカなんかでもきちっと法改正して、そういった問題が起らないようにしてあるじゃありませんか。それはもう大臣の言ひのがれに私はすぎないかと思う。これはもう衆議院の段階でも、野党の修正案も取引税に關しては出ております。また附帯決議においては、こういったキャピタルゲイン課税については強力な附帯決議もついているわけですね。そういった観点から、私は、取引税につきましてもっと上げてほしいんじゃないか、またキャピタルゲイン課税についてはやはりもっと前向きに積極的に考えるべきじゃないかと、このように思ひます。

それから第二の問題、いわゆる相続税でございましてけれども、国税庁の発行した四十七年度版の「私たちの税金」という中学校、高校生を対象にした教材の参考資料用という本に、相続税の覧を讀みますと、こういうことが書いてある。「相続税や贈与税は富の過度の集中を防いで、その再分配を図るほか、生存中に国の便益の提供によつて蓄積することのできた財産の一部を国に還元することにも納税者が相続や贈与により偶発的に受けた富に担税力を求めて課税することを目的にしている。その上、贈与税は相続税の補完税としての性格を合せもっている。将来、相続関係の生じる親子などの間で財産が分割され贈与される場合、結果的には相続税の負担を免がれてしまうことも考えられる。この場合、贈与を受けた個人に贈与税を課税することによつて、相続税の公平を補完するわけである。」云々と、このような説明がおります。もし大蔵省がそういうのなら、現行の相続税制というものが、富の過度の集中を抑制し、高額な遺産を相続した者と、そのような機会に恵まれない者との負担の均衡をはかるという社会経済的な機能、あるいは所得税の補完税としての機能

を十分に果たしているかどうかとなると、非常に私は疑問だと思ふ。特に中小農民の富農資産、それから小中零細業者の営業資産への課税、あるいは勤労者の居住用資産への課税の軽減、こういった問題も当然起ってくる問題でございまして、また、高額の相続財産取得者に対する高度累進課税等、これも当然八〇%まで上げてほしいんじゃないかと、こういう考えでございまして、これはもう衆議院でも参議院でも多くの議論があったところでございます。大臣は、こういう現行制度、また今回も若干最低限度を引き上げましたけれども、私たちはまだまだ十分だと思ひますが、こういうものに対して矛盾がないかと考えておられるのか。特に、もっと高度累進課税を強めたいんじゃないか。この現行税率というものをこのままがいいと考えるのかどうか。また、改正する必要があるとするならば、どういうお考えに立つて改正しようとするのか。まあ、ことし、あるいは来年のことをひとつ大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 御指摘のように、この資産の評価をいたしてみたいと思ひますと、かなり農地等の評価の場合変わつてきておると思ひますので、純農村の通常の農家では、相続税の課税は生じないということに考えておるわけでございます。しかし、これはまたその評価のしかたにも問題があるというふうに思ひます。

そこで、相続税の性格でございまして、これは所得税の補完税として、生前所得に対する清算的な機能と、偶発的な財産所得に対する重課によりまして富の集中化を抑制し、その再分配の機能を有するものであるというふうに考えまして、これ

は私は、多田委員の御質問と同様に考えておるわけでございます。相続税の税率は、現在最低税率を一〇%、最高税率を七〇%にいたしまして、この間を五%ごとに刻んで、取得遺産額の増加に応じて定率に累進する税率になっておるわけでございます。ことに、最高税率の七〇%は、相続人一人ひとりの所得遺産額一億五千万円をこえる部分に適用されまして、財産そのものに適用される相続税の税率としては、決して低くはないと考えておるわけでございます。これを相続税の課税状況から見ますと、昭和四十六年分で遺産額二千万円以下の階層は、人員で四九・二%を占めておるのでありまして、この階層からの相続税収入は九・〇%でございます。一方遺産額一億円をこえる階層は、人員では五・七%にすぎないのでございまして、その相続税収入は五八%に達しているのでございます。これから見ても、相続税は十分その機能を果たしていると考えておるわけでございます。しかし、相続税が富の分配機能を一そう促進する見地から、税率を見直すべきであるという御意見もございまして、これについては今後さらに検討していきたいと考えておる次第でございます。

○多田省吾君 最近のいわゆる所得の配分の格差というものが非常に強まっていると思うのです。で、一応政府与党の立場にあると見られる、たとえば日本生産性本部、その調査によっても、この前の報告では、もうわが国における最高、最低の富の配分、所得の配分というのは、ますます何百倍と開いています。ですから私は、やはり相続税におきましては、当然最高率を八〇%くらいまで引き上げてよろしいのじゃないか、このように思います。

最後に、財政投融资の問題でお尋ねしますけれども、二重課税という問題は、この委員会でも相討論されましたけれども、私たちはまだ納得していない。その是非論は別にしまして、この法律制度上の問題から、そういう理屈をこねて財政投融资の原資の性格、あるいは支出の面におい

て、何となくこういう提出のしかたは、非常に国民にとって理解もしにくいし、また論議もしにくい大きな欠点があります。もっと、提出されるならば、一般国民にも理解できるような形で提出すべきである、このように思います。今後の問題として大臣はその点はどうか考えておられるか。

それからもう一点は、いわゆる厚生年金、国民年金の積立金というものは、資金運用部資金の大半を、相当多くの部分を占めておるわけでございます。大蔵省の資料にも、宣伝資料にも、この資金運用部資金は国営の金融機関である、こういう断定のしかたをして運用しているわけですが、私は、年金の積立金の性格から見ると、そういう言いは非常に当を得ていないと思う。そして、本年二月末で厚生年金、国民年金の積立金総額は約七兆四千億円で及んでおります。毎年何兆円とふえているわけですが、郵便貯金も合わせればこの資金運用部資金の増加率は、毎年三兆五千億、あるいは三兆円、こういった増加のしかたをしているわけですが、現在だけでも二十一兆円をこえている。来年はまた、二十四兆円をこえるでしょう。その調子でいって、日本において独特のこういう運用のしかたをされているのでは、過去において少しは役に立ったこともあったかもしれませんが、今でも、現在においては害毒ばかりが強いのです。ですから、産業構造なんかも、回転できないような姿にいやおうなしになっているんじゃないでしょうか。ですから私たちは、どこまでもこういう厚生年金、国民年金の積立金をいたずらに大きくするんじやなくて、やはり賦課方式あるいは修正賦課方式にして国民に還元すべきである、また将来十年後、二十年後高齢人口がふえる、こういった問題も緻密に計算すれば、これは解決のつく問題でございます。年金の五万円、こういった問題はすぐにもやるべきだと私は思います。ですから、この大蔵省の資金運用部資金の問題、いまのままですべておつくりなにかどうか、その点が第二点です。

それから、最後に御ねしたいのは、今度四月に入りまして、大蔵省あるいは日銀当局で公定歩合の引き上げを考えているようでございますが、その場合、郵便貯金のやはり預金の金利値上げも、当然、田中総理もやると言っておりますから、ただし、公定歩合を〇・五%引き上げた場合、郵便貯金は〇・五%金利を引き上げるのか、あるいは〇・二五%にとどめるのか、それはもう大蔵大臣が帰ってからと申されるのかもしれませんが、そうじゃなくて、小坂大臣として、大体どの程度が妥当と考えているのかどうか、私は、当然〇・五%以上にすべきだと思えます。こんな安い預金金利で、郵便貯金が十一兆円もこえている。そしてそれを政府がいまの産業構造で、こういった使い方をしているということ、私は、非常によくないと思いますのでお尋ねしたい。この三点をお伺いします。

○国務大臣(小坂善太郎君) まず、財投の計画問題でございますが、今度御承知のように、資金運用部資金の長期運用特別措置法案を御審議をいただきたく提出しておるわけでございますが、また、これはいままでの財投の計画というのは、議決の対象となっていない資金運用部資金及び簡保資金の長期運用について、特に、やはり先生方の御審議をわすれずすべきものであるということも考えたわけでございまして、この点では、私どもはやはり、ただいま御意見もございましたけれども、全般の総合的な見地から、これを、全体として運営するのが最も有効な運営方法ができるのではないかと、かように考えておるわけでございます。しかし、その説明等につきまして、まだ不十分な点があることは私もそう思いますのでございまして、今後一そう各般の資料の整備につとめまして、国会の御審議の便宜に供したく努力したいと考えておる次第でございます。

次に、年金の問題でございますが、これは、御指摘のように非常にふえつつあるのでございまして、これを現在の積み立て方式から、賦課方式に変えたらどうかという御意見もしばしばの機会に伺っておりますのでございまして、御意図のあるところ

はよく私も承っておりますわけでございます。ただ、現在のこの積み立て方式も、そのままの積み立てではなくて、いわゆる修正積み立て方式でも申しますか、さような考え方に基づいておるのでございます。一方、年金というものが非常に成立以来日が浅いということ、まだわりあいに成熟の度が若いということもございまして、また人口構成が非常に高齢人口が多くなっているという点もございまして、今後の問題として十分検討していただきたいと思いますが、現在のこの修正積み立て方式というのは、決して積み立て方式そのものではないんだということ、特に申し上げさせていただきます。

第三点の公定歩合の問題でございますが、これは愛知大臣帰られて、おそらく引き上げになることだと思っておりますが、まあその場合の一般の預金の金利がどうなるであろうかというところは、これはまた今後決定するべき問題で、それとの関連におきまして、郵便貯金の預金利率をどうするか、これは上げることは間違いなく上がるわけでございますが、やはりいままで郵政省が現在も権限を持っておるものでございまして、大蔵大臣が持つておるわけにはまいりません。郵政省と十分協議しながらきめる問題でございますので、まあ具体的な数字をここで申し上げることは、私も実はできないのでございまして、御了承をいただきたいと思っております。

○多田省吾君 第三の問題ですが、やはり郵便貯金、預金の金利の問題は、いつも郵政省が上げてもらいたいというふうには、大蔵省にもきびしくそう頼んでおるわけですから、問題は、郵政省がきめるとしても、やはり大蔵省が押えよう押えようとするわけですか。だから、大蔵省がそういう国民の立場、庶民の立場に立って、公定歩合の引き上げパーセント以上に引き上げると、こういう姿勢があるのかどうか、そういう大蔵省の姿勢をお伺いしたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) 郵便貯金は、やはり非常に小口の、国民の汗の結晶というべき性格の

ものでございますので、できるだけこれを優遇することは当然であると思うのでございます。ただ、いま、御承知のように、非常に原簿等の関係で、それが各所に分かれておる関係もございまして名寄せができない。そこで、小口ではあつても、実はそれがいろいろ分かれて、一人の人にならかなり大口になるといふような問題もあるやうでございますので、そういう名寄せのできるやうな整理をすることが必要であるということ、先般の預金利子を下げたときにも問題になつておつたことは御承知のとおりだと思つたのでございまして、今度もその問題をやはり一方にかかえておるといふことで考えていかねばならぬ点もございすすわけです。しかし、いずれにいたしましても、いまの御趣旨の点は十分心得まして、愛知大臣が帰られましたら、御趣旨のほどをよく引き継ぎたいと思つております。

○戸田菊雄君 おとといですかね、政務次官に同様の年金問題で質問をしたのですが、政策上の問題については大臣でなければ答弁できないといふので、残念ながら答弁いただけなかったのですが、いま多田委員が質問した内容の回答というものは、かつて内閣総理大臣が発表したという五万円年金の骨格とはだいぶおくれれているんじゃないかと思う。むしろ逆になつてゐるんじゃないかと思う。だから、ほんとうに政府自体が今後五万円年金を實行していくというやうなことであれば、この積み立て方式か賦課方式かといふこと、これを避けては、私は、五万円年金の内容充実にはいかなんかと思ふ。それはどうしてかといふと、たとえば、厚生年金ですね。この前も話をしたんですけれども、十七年に発足をしたら吐き出させようという考え方であつた。だから、制度は二の次にしておつたんですから。だから、そういう意味合いからいけば、これは制度的には非常に欠陥があるわけなんです。だから、これを抜本的に改善をしなければ、五万円年金の内容を充実したものはいかなんかという考えを私

は持つんです。すでにもう多田委員も指摘したやうに、膨大な貯蓄累積高があるわけでしょう。私の計算でいけば、すでに利子だけで二千四百億です。で、二千三百万近い加盟者の中で、受給者が六十万人くらいですね。総額八百億ちよつとです。だから、利子だけで相殺したつて、積み金取らなくなつてしまふやうな状況になつておるわけでしょう。だから、こういうものを適切にやはり加盟者なり、老人に對して、老後保障ですから、そういうものを還元していくといふものを優先的に考えないと、それはもう大衆的な零細貯金なんだから、長期的に安定化の傾向にあるんですから、性格として。そういういわば性格を持つておるんですから、それをどうしてもやはり当該人に還元をしていくといふものを考えて、上乗せしていくやうな方向を考へていかなければ、政府が幾ら口で五万円年金内容を充実させますといつたつて、裏側でやはり掛け金の積立金を上げていくしかないんですよ。結局、これじゃ私はイタチごっこだらうと思ふんです。だから、そういう面について明確なやつぱり方向をひとつ示してください。

○国務大臣(小坂善太郎君) 年金を積み立て方式とするか、賦課方式とするかといふことは、年金をどのやうな方式の国民負担で行なうかといふこと、御指摘のやうに、ただいま非常にあるから、それで分けたらいいじゃないかといふ御意見も確かにございすすわけでございますが、しかし、御承知のやうに、わが国は非常な勢いで老齡型の社会人口の国になりつつあるわけございまして、どうもいま直ちにこの問題に踏み切るといふことについては、私どもとしては自信がないと言わざるを得ないわけでございます。結局、やはり国民負担の問題で考えますと、財政投融資の原資をどうするかといふ問題とは、別の問題のやうに考えるわけございまして、資金運用部資金は、それぞれ個々の目的を有する各般の制度に基づいて郵便貯金なり積立金等を統合保管して、またこれは国民のお金であるから、国民のために安全有利に

運用するといふ受動的な性格もあると、こういうわけで、そういう点からこれらの資金の源泉とも言うべき問題に對してわれわれは非常に慎重に考へざるを得ないわけございまして、その点についてせつかくの御意見でございまして、御意見のあるところはよく承ります、直ちにそれじゃ賦課方式でやつてもいいんだといふやうな気持ちにはなり得ないことを御了承願ひたいと思ひます。

○戸田菊雄君 関連です。それから終わりますけれどもね、結局戦時中は年金を戦費調達の手段としてやつたと、戦後は、言つとおり皆さんが進めておるこの高度経済成長策に全部資金として流入してゐるでしょう。だから、ほんとうに経済の発想の転換をやるといふ、社会保障の充実なり、あるいは社会福祉の充実なり、そういうことでやつていくといふことになれば、この辺から発想を変えて實行していかねければ、それは政府の言ふことは違ふんじゃないですか。それはもう経済企画庁長官としても、大蔵大臣代理大臣としても私は納得できかねるんですね。どういふふうにかへるんですか、その辺。これは全部高度経済成長政策に資金流入してゐるんじゃないですか、いま。それは産投會計見たつてです、あるいは財投計画見たとつて、これは融資先は全部きまつてゐるでしょう——これはあしたやりますけれども。そういう考へ、発想といふものを転換しなければだめですよ、大臣。どうですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 御指摘の点はよく承ります、やはり私どもは、個人に分けるといふことも一つの方法でございすすね。国民消費をふやすやうな方法で転換をするといふのも一つの方法でございすす、やはりそれを住宅投資なり、あるいは公共投資なり、そういうもので個人の利益を増していくといふこと、これも一つの考へであると思ふんですが、どうでしょう。で、私どもは、全体の中で、いままでも産業の投資に向けられたやうな部分を減らしまして、そうして公共投資なり、あるいは個人の住宅投資なりに向けていく

と、そして国民消費もふやしていくと、そういう方向で考えたいと思つてゐるわけでございます。振替所得の中で、一番欧米に比べておくれておるといふ点、欧米の振替所得に比べて日本の振替所得が少くないといふ点は、やはりいま御指摘のやうに年金であると思ひます。年金がおくれているからであると思ふんですが、これにはやはり相當の準備と企画が必要である。どうも私どもは、いま申し上げておるやうに、直ちに賦課方式の方向に持つていくといふことは、全体の人口構成が急速に老齡化しつつあるこの日本の社会構成から見てどうも踏み切れない。もう少し時間をかけていただきまして、御意見もございすすから、よく研究さしていただきたいと思ひますけれども、まあいまのところは、修正積み立て方式といふのが一番実態に合うのではないかと、かように思つておる次第でございすす。

○栗林卓司君 大臣にたいへん素朴な質問を三點いたします。時間の限りがありますので簡明にお答えいただきたいと思ひます。お伺ひする気持ちを申し上げますと、よく高福祉・高負担といふことが言われます。で、これから、福祉の内容を高めていかなければいけないと考へますと、高負担といふのは避けがたい道だと思ひます。それを税で負担するの、価格で、物価で負担するのとは別ですけれども、いずれにしても、高負担といふ姿は生まれてこざるを得ないと思ひます。それを進める場合には、国民の理解と納得が不可欠であると思ひます。そこで、それを求めるためには、何よりも大切なのは、国民の側から見た公平感といふものだろうと思ひます。そういう点から素朴に三點お伺ひします。

一つは、時価発行の問題なんですけれども、時価発行しますとプレミアムが入ります。で、この制度については、従来から、これもまた自己資本充実のりつぱな方法の一つなのであるといふ御答弁がございまして、そのことは否定はいたしません。ただ実際に時価発行している側の気持ちから見ますと、プレミアムといふのは金利負担、配

当負担がつかない金が入ってくる、こういう意識が非常に強いし、それがあつたら、昨年を含めて時価発行がたいへん伸びてきておる。この現実是否定ならぬだろうと思ひます。

そこで、国民の側から見て、一般国民が一生かけてやる一番の大事業は何かといひますと、住宅の建設ということだと思ひます。企業の場合には、金利が一切つかない金がプレミアムで入ってくる、そういう制度がある。国民が住宅をつくる場合に、比べてみていいなと思ひないだろうか。それについて何らかの対策を打つ必要はないのだろうか、まず第一点、このところをお伺ひいたします。

○国務大臣(小坂善太郎君) 時価発行がまあ非常に盛んに行なわれまして、まあ今後は投資家の保護とか、そういうような意味もあつて、もう少し厳正にすべきであるということをしほつておりますが、まあ一面からいひますと、これは少しま過ぎるではないかという国民の気持ちに対する一つのお答えも含めて考えたいと思つてゐるわけでございます。で、ただいま御指摘のように、勤労者が住宅をつくる場合に、当然金利がけりやならぬ。一方非常に資本を持っておる者は、時価発行によつて金利のつかぬ金が入ってくる、不公平じゃないか、こういうこともございまして、不公平じゃないか、まあ私も、やはり住宅をつくり得る場合の金利はできるだけ安くするよう、勤労者住宅資金金融通法、ああいうようなものでできるだけ安くいたすようにいたしますし、これ一つの方でありますが、そういうふうな金利のつかない金を得た会社は、その金をもつて社員、職員の住宅を、それこそ金利のつかないような、もう非常な低金利でつくつてあげるといふことも可能であらうかと思ひますので、まあ私もその会社に指図するわけにはいきませんけれども、そういう気持ちで誘導したらどんなものであらうかという気持ちを持っておるわけでありまして。

○栗林卓司君 国民の気持ちの側からいまだ大臣のお答えを聞きますと、大きな会社に入つてゐるやつはいいなということになるだけなんです。で、いろいろ公平という議論をするとこれだめなんです。単純にどう考えるのだと、われわれだつてこれからさうあつちつとこさえるのだといつたら、できるのかしらとみんな思ふわけなんです。民間企業のほうは大きなところに限つて、時価発行で、全くつかない金が取れるのです。一生の大事業が、何で同じ、いいなと思はせてくれないのか。これはひとつ、たとえば、こんな方法もあるじゃないかということをお伺ひしますと、財投の中で、住宅金融公庫に回してゐる分は数千億だと、全部ゼロにした場合に、それ以外に金利のかさ上げするのはおそろしく一〇%ぐらいでしょう。単純に頭の中で考えれば、そういう発想がでないものなんだらうかということをお伺ひいたします。

○国務大臣(小坂善太郎君) まあ財投の中から、住宅投資に向ける資金をできるだけふやしていくし、その金利も下げる方向で考えるということとは、從來、ここ数年、ことにこの三四年その幅をふやしてゐるわけでございます。御指摘のように、時価発行できるような大きな会社にとつては、住宅も非常にいいものがある、場合によつてはそれが自分のものになるという制度もできるわけでございます。この点不公平といへば不公平なことはあるんでしよう。しかし、一方、公営的な住宅についても、公営住宅は、場所もございまして、都市の再開発上支障のないようなものについては、これは払い下げるとか、いろいろなことを政府としてもやっておるわけでございます。できるだけ負担の公平を考えながら、いま一番大きな問題である住宅について、まじめに働く人たちの住宅が手に入りやすいように、極力努力してまいりたいと思ひております。

○栗林卓司君 実感として、とてもやつてゐると思へないから、素朴にお伺ひしてゐるんです。時間がありませんから、もう一つ、次の質問に移ります。相続の問題ですけれども、きわめて地

価の高いところで百坪の土地を相続した人がいたとします。同様に千坪の土地を相続した人がいたとします。どうなるかといひますと、地価の高いつつで百坪の土地を相続しますと、今回控除を引き上げましたけれども、なおかつ全部はカバーができません。御存じのとおりです。じゃそれを売つたらどうなるかといひますと、相続という不幸にあつて、今度は引越しということになる。千坪の人はどうかといひますと、今度は十年間の延納が認められました。何だかんだ言つて十年引つぱつてゐるうちに、その間の利子を払つたつて、土地の値上がりで十分元が取れて、しかも、売つて自分の居住地は確保ができる。たまたまいまあげた二つの例で、目立つた不公平が出るわけなんです。その点について、どうしたらいいとお考えになりますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) これは、相続税とか、税とか、そういう問題もさることながら、土地の価格そのものに問題があると思つてございまして、たいへんおそくなつたといへば、そういう御批判はある程度避け得ないと思ひますが、よくよく国土総合開発法というものができまして、国会に提案したわけでございますが、あれによりまして、よほど、土地の利用計画に従ひまして、いままでのような考え方が、いままでのような現状が相当改善されるというふうになるわけでございます。そういう点で、土地の価格そのものについて不公平、これをできるだけなくするようにするのがまず第一である。

○栗林卓司君 通常ならば、何坪が一番課税最低

限に当たる坪だと、これは評価額でお伺ひしてゐるのではありません、坪だとお考えになつて政策を動かしておいでになるのか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 建蔽率もございまして、五十坪程度ではどうかというふうにも思ふんですが、ただ、ほんとうにもう土地というものは、なかなかその場所によつて価格が違ひますので、都心では五十坪といふとこれは相当に高いわけなんです。まあその程度かと思ひます。これは大蔵省の専門家のほじき出した数字でございますが、さうなことになつております。

○栗林卓司君 昭和四十二年、内閣でやつた世論調査があります。それによりますと、東京周辺では、大体七十坪、それを望む声が一番高いんです。大阪周辺では百坪。で、五十坪から百坪の間を希望する者の比率を足しますと、全体の六〇%前後になります。しかもその気持ちは、せめてそれだけの宅地はほしいということでしょう。そうなりますと、あつさり五十坪とおっしゃいましたけれども、なるほどそういう計算をしたんでしようけれども、そういう通り一べんのお答えをいただきたくないから、素朴にと最初に申し上げてゐるんです。

時間がありませんから、最後にもう一つお伺ひします。相続財産の中で、評価額を見ますと、七割が土地だといひてゐます。一つは土地の値上がりといふことがあつて、もう一つは、いわゆる架空名義という問題があつて、相続財産がほんとうにつかぬのか。これは一まつ不安であります。一まつどころか、現実にあるから、銀行の窓口に張り出している面があると思ひます。いつもこの架空名義になりますと、事実上は、実務上無理ですというお話であります。そこでお伺ひしますが、百萬元の預金の場合、一千万円の預金の場合、一億円の預金の場合、同じように無理なんでしょうか。一律、架空名義を全部調べるといふことになるか、これは私も含めてたいへん不便になりますから、ちよつ

と待つてくれになりますけれども、実際に実効をあげるやり方で取り組む場合には、一体幾らの預金なのか。こういう選別を一つして見る必要があるんじゃないか。百万の場合、一千万の場合、一億の場合、いかがでしょうか。

これだけ最後にお伺いして質問を終わります。

○政府委員(山本敬三郎君) かつて日本で、資本を非常に充実したいと、蓄積をふやしたいというときに、無記名預金というような制度も出てきたと思うわけです。あるいは、先ほどの証券の場合にも、証券市場を育成したいという一つの要素があったわけです。しかしいまは、それ以上に、国民の間にある不公平感というものを重視していかなければならぬ。そういう点から見ると、先生のおっしゃるとおりで、いままでは技術的にむずかしいむずかしいと言っておりまして架空名義預金等について、段階に応じて、非常な差があるわけですから、そういったものについて、さらに一歩前進して考えていく必要があるのではなからうか。これは愛知大臣にも申し上げているところでございます。

それからさらに、相続税が完全に把握されているかどうか、こういうお話がありましてしたけれども、これは局長をまじえて大臣とお話ししたんですけれども、やはり不公平感を払拭するという点からいって、非常に薄くてもいい、しかも、かなり高度の所得の人だけでもいい、富裕税というようなものを考えて、相続税等の捕捉に万遺憾ないようなことをやったり考えなければいかぬ時代ではないか。大臣も、財産税という名前には、国民にかつて悪いイメージもあったから、名前はいろいろなことを考えてほしいがそういう行き方も一つあるというふうに言っておられますので、前向きにそういった問題は考えていただきたいというふうに考えております。

○渡辺武君 株の投機による利得、これが不労所得であるということについては、私は議論の余地のないところだと思っております。しかも、いままでの株式市場の経験をいまから振り返るまでもな

く、株の投機で損をしているのは一般大衆投資家であって、そうして大口の取引をやっている大企業あるいはまた大きな資産家、これがたいへんな投機利潤を手に入れているということも、またこれ議論の余地のないところだと思っております。ところが、所得税法によれば、この株の譲渡所得は、原則非課税ということになっております。そして、大臣お見えになる前に、私質問して明らかにしましたのは、その非課税措置の例外として、個人の大口取引について課税が規定されているんです。ところが、同じく、取引高がどのくらいあつて、それから、税収がどのくらいあるかというように最も単純なことでさえ、大蔵省ではつかんでいらつしやらないのです。つまり、これはもう、事実上脱税を公認しているにひといふうに見て差しつかえないと思つております。

私が申し上げるまでもなく、一般の勤労者は、苦勞をして毎日つとめて、やつと生活をささえるくらい賃金をもらつて、そうして所得税を納めさせられている。しかも、それは源泉徴収で、いわば天引きでもって税金を取られているという状態です。ところが、大会社、大資産家の投機による不当利得、これについては全く税金がかかられていない状態にひといふうになつていくわけなんです。これは世論のきびしい批判的にさらされている問題でありまして、先ほどほかの委員も質問しましたけれども、私も重ねてこの点を問題にしたいと思つております。法人個人を問はず、大口の株式譲渡所得ですね、利得。これについては、やはり株式譲渡所得税を創設して、そうして所得税や法人税から分離して、高率の課税をすべきだと思つておりますけれども、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 株式の値上がりというふうなもの、あるいは地価の問題は先ほど触れましたが、いわゆるキャピタルゲインというものは、これは従来はネグリジブルであるというふうな考えられておつたわけでございます。そのゆゑに国連の統計の中にはこういうものは入れない

と、単なる貨物の移転だけで付加価値を生まないものだからこれはそういうものには数えない、こういうふうにいふておつたと思つてございませう。ですから、そういうものの移転によつて得をする場合もあるし損をする場合もある、株式によつてもうける者もあれば損をする者もあるというふうな考へておつたわけですが、御指摘のよう、最近の状況は確かに社会的な不正感を助長しているというふうに思ひます。連帯感をそこなうものがあると思つております。ですから、こういうものについての御指摘の点があることは私にも理解できるわけでございますが、しかし、どうもこれをどういふうに今後持っていくかという点で、この予算にはもちろんそういう問題と歳入面での税制の問題、これは考へていないわけでございますが、今後の課題として検討をさせていただきますかと思ひます。やつぱり証券界というものがなかなかむずかしい場所というふうに見られております。まあ一定のルールというものがなかなかできていない点もございませう。やはり証券界全体のルールをつくり、そしてその中における取引の実態をつかめるようにする、そして課税ということになりません、どうも、いま御指摘になりましたそのことをそのまま申し上げますのですが、実態がつかめていないのに課税はできないじやないかという問題もあるわけでございます。これは十分検討させていただきますかと思ひます。

○渡辺武君 同じキャピタルゲインでも、土地の譲渡所得については、まあまだ不十分ではありますけれども、一応分離高率課税という方向がいま出されておるわけですね。同じキャピタルゲインである株の譲渡利得に対してなぜできないだろうか、これは私非常に疑問ですけれども、重ねて御答弁いただきたいと思つております。

○政府委員(大倉真隆君) 実は、土地の譲渡益、特に法人の土地の譲渡益につきましては、今回通常の負担よりも重い負担を課するという結論を導き出します過程におきまして、ただいま渡辺委員御指摘の問題はぜひ論議されたわけでございます

す。四十四年の個人の保有土地の長期分離課税という措置を講じたときにも、法人の仮需要を抑制するために、ちょうど今度御提案申し上げておるような重課をやつたらどうかという御意見が確かにございました。しかし、そのときには、まあ当時の事情もあつたとは思ひますけれども、やはり取り扱い商品のいかによつて税の負担が変わるということとは、法人税にはなじまないという意見のほうは当時は強うございまして。したがつて、四十四年の税制改正ではそのような措置はとらなかった。これはもう御承知のとおりでございます。しかし、今回はそれをあえて踏み切つたというところは、やはりその間におきまして、諸般の事情から、土地というものは限られたものである、国民全体の共有の財産とも称すべきものである、したがつて、私権を剝奪しないぎりぎりの限度においては、これは特殊な商品と考へて、通常の商品を取扱う場合に比べて高い負担を求めることもやむを得ないではないかと、そういう経過を経まして今回の土地譲渡益重課が出てまいりましたものでございませう。これを土地以外の一般商品ないしは有価証券というものにまで及ぼし得るかどうか、それにつきましてはなお、その所得課税を、所得のタイプあるいは取り扱い商品によつて差異を設けていかどうかという問題をもう一ぺん根元から議論せざるを得ないのではなからうかと、それが私どものいま率直な感じでございます。

○渡辺武君 どうも納得できませんよ。だれだつて納得できないですよ。こんなひどい株の投機をやつて、同じ土地の投機については、これはいま言つたように、分離高率課税ということにやつと踏み切つた、これは世論の批判がきびしいからだと思つております。株についても世論の批判はきびしいんですよ。何してるんだ、結局やらないというの、いまの政府が——これはもうぼくはこんな席上で言いたくないけれども、結局大企業、大資産家本位の政治をやつていふという、そこに根源があるのじゃないか、これは当然出てくる結論で

す。ところで、いま大臣、なかなか証券業界というのは複雑で、言ってみれば捕捉できないからできないのだという御趣旨のことを言われましたが、もし捕捉できればやりますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私はそういう意味で申し上げているわけでありまして。ですから、これから実態を洗い、証券業界にルールを確立させて、そして税金を取り得る状態にするということが、やはりこの問題を考える場合の前提条件になるというふうに私は考えています。

○渡辺武君 それでは伺いますけれども、いま証券会社が期末残高照合というのをやっています。これは御存じですか。

○政府委員(坂野常和君) 期末残高の照合をやっております。

○渡辺武君 これはどういふものでしょうか。

○政府委員(坂野常和君) 顧客との取引引きについて、一定期間の間の取引引きがどういふことであつたか、残高がどうなっているかというのを確認いたしました。その間にそのないようには、それから、証券会社が事故を起こしたときにいろいろそういう不始末がないようにという意味でございます。

○渡辺武君 そうでしょう。私も事情を知っている人にお話を聞いてみたんです。そうしますと、株の売買を委託した人に対して、証券会社が手紙を出す。そうして、たとえば、四十七年の三月から九月までの期間について、あなたの委託した株はこれこれ、これこれでございます、その間これこれ、これこれのような取引をいたしました。そうして現在残高がこれこれでございます、こういうことを通知して、そうして本人がそれについて間違いがないかを確認をとる、これが残高照合でしょう。つまりだれが株の取引をどれくらいやったかということ、この残高照合の帳簿さえ厳格につけているならばはつきりこれはわかるんですよ。そういうものじゃないですか。

○政府委員(坂野常和君) 一つの証券会社と長年取引しておる顧客であるならば、言われるとおり

の状態だと思ひます。しかし、顧客は一つの証券会社とのみ取引をしております。また、証券取引を一人やりましても、数年置いて、それからまた新しく取引を開始する場合もございます。そういう場合には、同じ会社であっても、幾らで買われた株であるかということは証券会社サイドではわからないのでございます。

○渡辺武君 それはおかしい。一つの会社だけでもって取引している人なんというのとはほとんどないですよ。幾つかの会社でいろいろな取引をやっている状態が普通でしょう。しかし、法人の株の投機が非常に最近盛んだ、あるいはまた、大口の取引をやつてきている、これもまた最近たくさん出てきたという状況です。ですから、これは残高照合さえ正確にやつていけば、厳格にやつていけば、必ず捕捉できるものです。特に架空名義の取引なんかについては、架空名義で住所、氏名が違つておれば、証券会社が出した通知が届かないはずですよ。返つてくるはずですよ。だから架空名義だということは一目瞭然になつてくる。先ほどの私の質問に対するあなたの御答弁で、架空名義はよくないから、なるべくやらせないように指導している、こういうおことばがありましたけれども、もしそのおことばが真実ならば、この残高照合を厳格にやるなら、そのことははつきり浮かび上がってくる、ですから、私は、捕捉困難だといふけれども、実態は捕捉可能な状態に置かれてい

るのじゃないか、証券会社に一定の基準を示して、そうして、これこれの基準に適合する取引の場合、これは政府に報告義務を課したい、そうして、場合によつては、この残高照合の帳簿を政府が立ち入り検査することができるようになりたい。そうすれば、たちまちのうちに把握できます。掌握できます。掌握、把握、捕捉できないなんという口実にすぎないですよ。どうですか。現在の状況でそのことが可能なんだから、私はやはり、もし大臣のおっしゃることが真実ならば、この有価証券の売買益についてやつぱり高率の分離課税、これをやるべきだと思う。や

りますか。

○国務大臣(小坂善太郎君) この有価証券のいわゆる株式市場というものは、資本の民主化といひますか、会社の自己資本を、大衆資金によつてで

きるだけまかなつていこうという、そういう任務もあるわけでございます。いまの株買ひの状況といひますか、株式の価格というものは、非常に上昇の一途をたどつておりますから、これに對して、そういういろいろな不公平な所得もあるではないか、なぜ課税をしないかということも当然問題になることはわかります。また土地と違ひますところは、一方から見ますと、また土地と違ひますね。株式も取得することによつて利益する場合もあるし、将来また非常に損失をこうむる場合もあるわけでございます。土地の場合は、これはもう限られたる資産でございますので、現在よりも下がりなうであらうということは一一般的に言えることでございますので、その辺ちよつと事情は違ふわけだと思ふんでございます。そういう点も勘案し、またいまの御意見等も十分頭に入れたが

ら、税制調査会等でも議論をしていただきまして、将来の問題としてやつぱりいろいろと検討させていただきたいと考える次第でございます。

○野末和彦君 先ほどからいろいろ問題になつておりますけれども、例のキャピタルゲインの問題ですけれども、大臣のお答えを聞いておりますと、これにはいろいろ問題点があるということ、このことは、今回の税制改正にあつて、譲渡益に課税をしようという方向で大蔵省のほうは検討をしたと、こういうふうな解釈していいんですか。しかし、検討したが、いま非常にむづかしいんだと、たてまゑとしては課税すべきであると、こういう方向ですか。

○政府委員(大倉眞隆君) 税制調査会におきまして、この問題は御論議いただきました。御論議をいただきました場合に、私もから申し上げました点は、やはり最近のような株の動きにかながみ

とをそのまま続けてよろしいでしょうかという問題意識を内に含めて御相談をいただきました。ただ、結論といたしましては、四十八年度税制改正でそれに踏み切るためには、なおいろいろ問題が残されているということになっております。

○野末和彦君 それでは伺いますが、この現在の非課税、キャピタルゲインに非課税している、この措置による減収額を知ろうと思ひまして調べましたところ、昭和四十年度はたしか七十億ぐらいと、こう出ているんですね、減収額が。これは独立した項目で出ていたからわかつたんですけれども、昭和四十一年からと、この非課税措置による減収額という独立した項目がなくなつてい

ますね。なぜ、これは独立した項目がなくなつちやつて、これどこにいつちやつたんですか、この額。

○政府委員(大倉眞隆君) ただいまの野末委員御指摘の点は、おそらく毎年、予算委員会からの御要求でお出ししております租税特別措置減収額試算、その中に、たしかおっしゃるとおり四十年までは項目があつておつた、四十年の数字もおつちやつたように七十億であつたかと思ひます。それ以後は、独立項目になつておりません。私、いろいろ聞きましたところでは、直接の原因は、やはりこの数字に、何と申しますか、はなはだしく自信がない。計算方法をいろいろ聞いてみますと、結局先ほど来の渡辺委員の御質問に政府委員が答弁いたしましたように、税務統計上の資料が現在はないわけでございます。したがつて、よその資料から出てくる数字をいろいろに組み合わせて、かなり大胆な仮定を置いて一応試算をして見た。なお申し上げますと、有価証券売買高、これはわかります。しかし、そのうち個人が幾ら売つたかというのはどこにもいま統計がないわけでございます。したがつて、これは個人の保有割合、これもまた非常なサンプリングでございますが、それを使つて、まあ保有割合と同じぐらいの割合で売つたとして見るかというふうな仮定を置きました。それから、売つた分の利益が幾らであ

○国務大臣（小坂善太郎君）　どうも代理が、い

○委員長（藤田正明君） 次に、有価証券取引税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の二法案に対する質疑は終局したものと認めて御意見を述べます。

○委員長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより二法案に対する討論に入ります。御意見のある方はそれぞれ賛否を明らかにしてお述べをお願いします。——別に御発言もないようです。有価証券取引税法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田正明君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

○竹田四郎君 たいいま可決されました法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議案を私から便宜提出いたします。案文を朗読いたします。

有価証券取引税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、政府は、有価証券取引税の税率については、最近における証券市場の著しい拡大と国際化にかえりみ、諸外国の税率の水準等をも勘案しつつ、明年度以降さらに引き上げる方向で検討すべきである。

一、政府は、個人の有価証券譲渡益非課税の措置が税の公平を著しく阻害している実情にかえりみ、その課税方法について、税制調査会に諮問する等実施の方向で前向きに検討を加えるべきである。あわせて、無記名、架空名義による有価証券取引を排除するよう強力に指導すべきである。

一、政府は、拡大した資本市場のもとで、企業の調達資金が、投機資金に向うことのないよう株価の形成、資金の調達方法、資金の使途について、適切な規制と指導を行なうべきである。

右決議する。

以上であります。

○委員長(藤田正明君) たいいま竹田四郎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行

ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田正明君) 全会一致と認めます。よって、竹田君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、相続税法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田正明君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○竹田四郎君 たいいま可決されました法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議案を私から便宜提出いたします。案文を朗読いたします。

相続税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、左記事項の推進に努めるべきである。

一、相続税課税の本来の趣旨に則り、資産再分配機能を一層充実するため、税率及び課税最低限について引き続き検討改善を行なうこと。

一、配偶者の資産形成における寄与ならびに老後安定のため、民法との関連に配慮しつつ、同世代間の相続について課税の軽減を図ること。

一、最近の地価上昇にかんがみ、標準的居住用資産については都市地域における最低限度の住居に対しても、相続税が課されることのないよう改善に努めること。

一、標準的農林漁業者および中小企業者の事業用資産に対する課税については、相続税の課税により、事業の継続が困難とならないよう努力すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(藤田正明君) たいいま竹田四郎君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田正明君) 全会一致と認めます。よって、竹田君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

たいいまの二法案に対する決議に対し、小坂大蔵大臣臨時代理から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小坂大臣。

○国務大臣(小坂善太郎君) たいいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたす所存であります。

○委員長(藤田正明君) なお、二法案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田正明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後七時十分散会